午前10時開会

○友永修議長

ただいまから令和８年第３回岸和田市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○西田淳一事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○友永修議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から24番岸田議員、１番小西議員を指名します。

○友永修議長

次に、諸般の報告に入ります。

まず、岸財財第104号をもって議案説明員の変更報告があり、御配付のとおりです。

次に、岸監第25号令和８年度定期監査結果報告５月実施分、岸監第28号令和８年５月分例月出納検査結果報告一般会計及び特別会計分、岸監第29号令和８年５月分例月出納検査結果報告公営企業会計分、岸監第34号令和８年６月分例月出納検査結果報告一般会計及び特別会計分、岸監第35号令和８年６月分例月出納検査結果報告公営企業会計分、以上の５件につきましては、さきに議員各位へ御送付のとおりです。

本各報告について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

○友永修議長

次に、報告第７号専決処分の報告を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました報告第７号の専決処分について御報告申し上げます。

専決処分第８号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る１月15日、流木町の市道岸和田三ケ山線において、道路へ越境した岸和田市墓苑内の樹木が走行中の相手方車両に接触し、損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費等として損害賠償の額を64万1828円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第９号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る１月15日、流木町の市道岸和田三ケ山線において、道路へ越境した岸和田市墓苑内の樹木が走行中の相手方車両に接触し、損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費等として損害賠償の額を14万6300円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第10号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る３月13日、ＩＴ推進課職員が岸和田市立斎場から公道へ出るため公用車を右折させたところ、右側から原動機付自転車で走行してきた相手方が公用車との接触を避けようとした際に転倒し、負傷させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、治療費等として損害賠償の額を４万2340円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第11号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る４月１日、消防署職員が南町の道路上を救急車にて走行していた際、停車中の相手方車両の側面を通過しようとしたところ、相手方車両が後退してきたことにより接触し、相手方車両を損壊させる事故が生じたものであります。そ

の後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を６万805円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第12号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る５月28日、健康保険課職員が南町の道路上において、前方が行き止まりであったため、公用車を転回させようとしたところ、相手方敷地内の汚水桝に接触し、損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、汚水桝修繕費として損害賠償の額を５万7200円と定め、和解いたしたものであります。

専決処分第13号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る６月17日、スポーツ振興課職員が市立春木台場テニスコート駐車場において、公用車をバックさせようとしたところ、駐車中の相手方車両に接触し、損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費等として損害賠償の額を35万2793円と定め、和解いたしたものであります。

本件につきましては、地方自治法第180条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例第２号及び第３号の規定により専決処分の方途を講じましたので、同法第180条第２項の規定により議会に御報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの報告について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

これまでも事故については指摘をし続け、車両の改善も進めてもらっているところですけれども、それでも今回、公用車運転中の事故に関する和解の報告が４件と多い状態にあります。そして、今回の報告のうち２件は、公用車を後退させている際に発生したものとのことで、ふだん使っている自家用車と車種が違い、慣れないとしても、これまで同様、事故の件数を少しでも減らす方法があります。

自家用車では地図を映すための画面があり、後退する際は、そこにカメラ映像が映るようになっていますが、公用車には画面自体がありません。自家用車もバックモニターは利用しているでしょうから、公用車においても導入をすることは考えていないのでしょうか。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

バックモニターの導入につきましては、全公用車への設置は、コストの面から考慮をいたしまして、現在のところは予定しておりませんが、代替の対応といたしまして、後退時の危険を運転者に知らせるアラームの整備を進めているところでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

バックモニターのためだけに画面を取り付けるなら費用対効果もよいとは言えないでしょうし、後退時、サイドミラーだけではなく、モニターだけを凝視することによって周囲の確認を怠ってしまい、事故が起きている例もありますし、切りがないというのは理解ができます。

機械に頼れないというのであれば、人が行うしかないとして、本件２件の後退運転中の事故発生時、公用車には職員が何名乗車していたのでしょうか。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

２件とも運転者のほか同乗者が１名で、いずれも２名が乗車していたとの報告を受けております。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

複数人乗車をしていたということであれば、事故が発生しそうな場合、下車をして安全確認をするのは当然で、そうしていれば本件事故は防げた蓋然性があります。今後も事故を予見して、面倒くさがらずに、下車をしてでも安全確認をし、事故で市民に迷惑をかけることがないよう提言するとともに、ほぼ毎議会、交通事故の報告がありますが、示談がこじれて市が提訴をされた場合、敗訴後など引き返せないポイントでしか議会に諮られることはなく、審議自体が形骸化してしまうおそれがあります。

ほかの報告される自動車事故の賠償金額と比較をしても、訴訟着手金のほうが多額となることもあり、市民や議会が傍聴する機会も奪っていることは情報公開にも反するので、提訴されたときには直近議会で報告を求めますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

地方自治法上、市が提訴されたという事実だけをもって議会への報告を義務づける規定はございません。しかしながら、訴えられる内容につきましては様々でございますので、議会へ報告するか否かについては、事案ごとに判断する必要があると考えておるところでございます。

なお、総務管財課にて訴訟委任契約を締結した件数、こちらにつきましては、来年度以降とはなりますが、事務報告にて件数をお示しするようにしたいと考えておるところでございます。

○友永修議長

高比良議員、３回目の質問の中は少し内容が議題からそれましたので、注意しておきます。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

次に、報告第８号及び報告第９号の２件の継続費精算報告書の報告について一括して報告を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました報告第８号及び報告第９号の２件について、一括して御報告申し上げます。

報告第８号の令和７年度岸和田市継続費精算報告書の報告については、市立認定こども園整備事業、小学校大規模改造事業及び中学校整備事業につきまして、令和７年度で継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第２項の規定により議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第９号の令和７年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告については、下野町下水ポンプ場受変電設備更新事業につきまして、令和７年度で継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の２第２項の規定により議会に御報告申し上げる次第であります。

以上２件につきまして、一括して御報告申し上げましたが、何とぞよろしくお願いいたします。

○友永修議長

ただいまの各報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

次に、報告第10号令和７年度岸和田市健全化判断比率の報告及び報告第11号令和７年度岸和田市資金不足比率の報告の２件について、一括して報告を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました報告第10号及び報告第11号の２件について、一括して御報告申し上げます。

報告第10号の令和７年度岸和田市健全化判断比率の報告については、令和７年度決算に基づく財政の健全化を計る指標であります実質赤字比率等の４指標を算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当なし、実質公債費比率は2.3％、将来負担比率は該当なしとなり、いずれの指標も早期健全化基準を下回っておりますことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第11号の令和７年度岸和田市資金不足比率の報告については、令和７年度の決算に基づく公営企業の経営健全化を計る指標であります資金不足比率を算定した結果、下水道事業会計及び病院事業会計の２会計ともにそれぞれ該当なしとなり、経営健全化基準を下回っておりますことを地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

以上２件につきまして、一括して御報告申し上げましたが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの各報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

○友永修議長

これより日程に入ります。

日程第１、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から９月16日までの23日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は23日間と決定しました。

○友永修議長

次に、日程第２、議案第76号から日程第８、議案第82号までの７件及び日程第９、議案第84号を合わせた、以上８件、いずれも岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについてを一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました議案第76号から議案第82号までの７件及び議案第84号を合わせました、以上８件の岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長年にわたり本市の教育、文化、産業、社会福祉及び地方自治の振興、発展に貢献された方々を表彰するに当たり、岸和田市有功者表彰条例に基づき、本案のとおり８名の方々を表彰するため、議会の同意を賜りたく御提案を申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議の上、御同

意賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

今回もたくさん有功者の方がおられるわけですけども、まずは有功者表彰の基準について教えてください。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

有功者表彰の基準につきましては、岸和田市有功者表彰条例施行規則に規定されており、大きく分けると３点ございます。

１つ目は、国からの叙勲や褒章を受けられた方に対して、２つ目は、岸和田市有功者選定審議会において表彰の候補者として選定された方に対して、３つ目は、市長や市議会議員、行政委員等として一定年数在籍された方に対して、それぞれに表彰を行うものでございます。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

以前は、長く勤めた市の職員が有功者として表彰されていたというふうに思うわけですけども、その基準はなくなったのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

議員お示しのとおり、以前は本市職員として35年以上勤務し、かつ、部課長などの職に10年以上在籍した方に対して表彰を行っておりました。この規定につきましては、平成31年３月に行いました規則改正により削除されましたので、現在は基準としてはございません。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

先ほど、３点ほど有功者の表彰の基準についてお示しいただいたわけですけども、もう１点、市に多額の寄附を行えば有功者として表彰されるということも聞き及んでおります。これ、どのような規定になっておるのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

岸和田市有功者表彰条例施行規則第２条第１項第３号におきまして、本市に5000万円以上寄附し、褒賞条例の規定により紺綬褒章を授与された者という基準がございます。

以上でございます。

○友永修議長

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はありませんか。米田議員。

○20番　米田貴志議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第76号から議案第82号までの７件、及び議案第84号を合わせた、以上８件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、米田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

まず、議案第76号から議案第81号までの６件について、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

それでは、議案第76号から81号の反対討論を行います。82号については、私がかねてより主張をしてきた本市独自の推薦による方であり、84号についても、単に職員であっただけではなく、退職後も多忙な市の業務である監査委員として貢献によるものとして賛成をし、それ以外の国から大人のおもちゃをもらったので市も表彰する者については反対とします。

これらは質疑からも明らかなように、私の指摘により、職員と議員の羅列でしか……。

○友永修議長

高比良議員、先ほどの表現、ちょっと気をつけてください。

○５番　高比良正明議員

分かりました。

私の指摘により、職員と議員の羅列でしかなかった有功者を市のホームページで公開させることで、市民への表彰と改善したものです。

せっかく市民が手にした賞を、2025年８月26日に伝えた東京大空襲の指揮官、カーチス・ルメイ空軍大将のような同胞を大虐殺した者に勲一等旭日大綬章を渡し、2023年８月28日に発言をした、天皇や国家元首以外の生存者叙勲としては事実上最高位となる大勲位菊花大綬章がネットオークションに3300円で出品されていた事実をもって、今回の受勲市民がそれらよりも劣ると本市が上塗りして烙印を押すことは、愚劣の極みであります。

また、80号では、通名コシノジュンコなる者が候補とされていますが、2011年秋から翌春まで放送された朝ドラ「カーネーション」の経済効果である約11億6199万円があったのも同時期であり、15年を経た今になって表彰する時期のずれは、その効果を市は評価しないと判断していたとも言えます。

この判断は、寄附については公表を希望しない人もおり、調べ切れないとしても、5000万円で買えるものでもありますから、現在、受賞を辞退しないことで、少なくともそこまでの寄附はしていないと考えられること、2018年、翌年と２回も永野元市長に市長交際費から毎回３万円を支出させ、彼女らが主催をするリバークルーズパーティーに参加をさせたこと、2019年に永野元市長が理由なく建設地を福祉センターから現在地と変更した後の2020年には、新庁舎建設特別アドバイザーとして就任させたことなど、ずぶずぶの関係を隠すことなく披露し続けたこと、2022年11月26日に行われた青少年指導員協議会60周年記念式典において、予算の何倍もの費用を提示されたため断念し、川崎亜沙美さんに講演を代わってもらった功績もあるでしょう。

そして、本件有功者賞を金で買った者と、地道に努力を続けた人、また、授賞式に本人が参列する気持ちがない、つまり本市を粗略に扱う者を同列に扱うことにも問題提

起をし、討論といたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第76号から議案第81号までの６件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本各件に反対とみなします。

お諮りします。本各件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第82号及び議案第84号の２件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

次に、議案第82号及び議案第84号の２件を一括採決します。

本各件について、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

（13番　烏野隆生議員退席）

○友永修議長

次に、日程第10、議案第85号岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました議案第85号の岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長年にわたり本市の公職にあって、地方自治の振興、発展に貢献された方を表彰するに当たり、岸和田市有功者表彰条例に基づき、本案のとおり表彰するため、議会の御同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

先ほど、一般市民の方の有功者表彰の基準を答弁いただきましたけども、今回は市議会議員ということになりますので、ここについては別途定めがあるものというふうに考えます。これについて詳しく教えてください。

加えて、例えば議長及び各委員長などの役職に就いていたことは基準として加味をされるのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

市議会議員として満10年以上在職した方が対象となります。特定の役職に就いていたことを考慮する規定についてはございません。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

あまりにも簡易なもので拍子抜けをしたところですけども、本件については、本人の同意を得て有功者表彰の候補としているのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

このたび上程いたしました有功者に係る議案につきましては、御本人の御意向につきましては全て確認させていただいております。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

自分で受賞の資格はありますよと言われたら、それでは喜んで受賞させていただきますということで受賞されたということになるわけですけども、福岡県議会で現在起こっているような、不適切な行いをして辞職をするような議員であっても、有功者の基準と合致をしておれば表彰することになってしまうのではないでしょうか。本人からの辞退を申出できる仕組みを整えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

去年６月に規定のほうを改正いたしまして、叙勲・褒章関係や公職者関係など、いずれにつきましても御本人が辞退を申し出たときには表彰を行わないこととしております。

以上でございます。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。海老原議員。

○７番　海老原友子議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第85号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、海老原議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

それでは、議案第85号について反対討論をいたします。

本件以下、87号までは議員の受賞となっております。これは、騒動の中、マスコミ対応も含め、改選後も２年間議長を務め、苦労を重ねた烏野議員であったとしても、市民からすれば10年勤続にしては大仰な受賞だと言われかねないものであり、仮にその議員が今の福岡県議会のような騒動の渦中にあった場合、より市民からは悪評の耳目を集めることとなるため、受賞議員のみ

ならず、市の名誉も毀損をするものとなります。

これは議員にとっても踏み絵であり、それだけの重荷を現職議員に背負わせるのはあまりにも酷であると考え、仮に受賞をするのであれば、引退後、議員としての活躍を市民候補者と同じく具体的に明示をした上で候補とすべきであると考えることから、反対いたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

（13番　烏野隆生議員着席、11番　反甫旭議員退席）

○友永修議長

次に、日程第11、議案第86号岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました議案第86号の岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長年にわたり本市の公職にあって、地方自治の振興、発展に貢献された方を表彰するに当たり、岸和田市有功者表彰条例に基づき、本案のとおり表彰するため、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

これ、全体に係ることなんですけども、有功者表彰に係る議案について、有功者の名前などが議員に開示をされたのは昨日なんですよね。このように遅いと、適切に審議することができません。もっと早く提示ができないものでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

その件につきましては、関係部署と協議いたしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

それでは、10年以上在籍した市会議員を有功者表彰の対象ということにしているわけですけども、これについてもどのような理由なのか教えてください。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

市議会議員として３期以上務め、本市のまちづくりに多大な御尽力を頂いているというふうな考え方からでございます。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

先ほど、福岡県議会の話をしましたけども、例えば、議会から懲罰を受けたような議員は、この有功者表彰の基準から除外をされるのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

有功者表彰に係ります条例や規則には、懲罰を受けた議員を有功者表彰の対象から除外するというふうな規定はございません。

以上でございます。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。昼馬議員。

○８番　昼馬光一議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第86号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、昼馬議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

議案86号について反対討論をいたします。

これまでの人事案件でも指摘をしてまいりましたけども、本件もまた議会への開示が昨日の幹事長会と遅過ぎ、職員と質疑の答弁調整が終わったのが昨夜の22時で、そこから私は各討論を起案することとなり、ブラック企業岸和田市役所との事実をまた１つ積み重ねることになったということを市長には伝えておきます。

提示を受けた幹事長会でも、候補者に議員の３親等内の者がいるかを確認するのに10分ほどしかなく、仮に私のようなよそ者であれば露見することはないので、不正に賛成票を投じることも可能となっているということも指摘をします。

また、制度の欠陥で言えば、単に10年間議員でいたことをもって受賞対象とし、懲罰を受けた、つまり議会からもふさわしくないとされ、裁判などでもその処分が撤回されなかった場合でも市の有功者とするには、市民も首をかしげると考え、反対をいたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件は、原案のとおり同

意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

（11番　反甫旭議員着席、14番　南加代子議員退席）

○友永修議長

次に、日程第12、議案第87号岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました議案第87号の岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長年にわたり本市の公職にあって、地方自治の振興、発展に貢献された方を表彰するに当たり、岸和田市有功者表彰条例に基づき、本案のとおり表彰するため、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

これまでの質疑では、基準として大きく４点あるとの答弁がありました。これ、例えばですけども、叙勲や褒章によって有功者表彰を受けた後、市会議員として10年間務めた場合、有功者として２回表彰してもらえることになるのか、規定上どうなっているのか教えてください。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

再度基準を満たした場合、２度表彰するかにつきましては、現在、規定はございません。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

例えば、政治家としての違法行為が判決で確定をして、公民権停止となったような場合でも、10年間経過をすれば有功者として表彰されるのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

有功者表彰に係ります条例や規則には、公民権停止を受けた方につきまして、有功者表彰の対象から除外するというふうな規定はございません。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

先ほどの答弁で、辞退をするという制度が昨年できたということを答弁されましたけども、それでは、有功者として表彰されることを辞退されるような事例というのはあるのでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

基準を満たしている方の中で、お１人辞退された方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。河合議員。

○６番　河合達雄議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております議案第87号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、河合議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

議案第87号について反対討論をいたします。

質疑でも明らかとなったように、有功者には要件が４つあり、それぞれが連動していないため、受勲、市側の推薦、議員として10年経過、5000万円払って買うの４回受賞が可能ということになっております。

議員であれば、そのうち２つは要件を満たすことが可能であり、元議員では、受勲のために保護司となったとも聞いたことがありますので、蓋然性があり、制度の改善を求めておきます。

また、今は参加費を徴収していますが、私が指摘をするまで表彰パーティーでは、受賞をすれば、その後、何年出席しても無償で飲食ができたこともあり、常連客であった者の存在にも触れておきます。

そして、先ほどの議会での懲罰を超え、今回の質疑では、公職選挙法に違反をするような犯罪者、つまり、公職として追放され、立候補者としての資格自体がないと考えられるような者であっても受賞するのだとなれば、まさに何でもありとなり、私が賛成した市民受賞者とは致命的な乖離が生じます。そんな議員をさすがに議会は承認しないだろうと考えるのならば、表彰辞退者に受賞の働きかけをしない議会の無関心さを見るべきでしょう。

これまでにも私以外は質疑すらせず、足の運動として自動賛成装置でしかない議会ですから、そのような者でも候補となれば賛成すると考えられます。

そうでないならば、各候補について、なぜ賛成するのかを議員各個人が具体的に答えられるはずですが、それができる議員はおらず、だからこそ、私だけがこれについても制度の改善を進めてきたわけです。

今回、市民にも犯罪者と並んで表彰される賞であることが明らかになってしまいましたが、それでも賛成する議員は、市民への説明責任が重くのしかかっているとして反対討論といたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本件に反対とみなしま

す。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

（14番　南加代子議員着席）

○友永修議長

次に、日程第13、認定第１号から日程第15、認定第３号までの３件及び日程第16、議案第88号から日程第27、議案第99号までの12件を合わせた、以上15件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました認定第１号から認定第３号までの３件及び議案第88号から議案第99号までの12件について、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

認定第１号の令和７年度岸和田市決算認定を求めるについては、一般会計において、歳入決算額939億1918万余円に対し、歳出決算額は928億1631万余円でありましたので、差引き11億287万余円の歳入超過の決算となるものであります。

このうち、去る６月の定例市議会において御報告申し上げました翌年度へ繰り越すべき一般財源であります継続費逓次繰越額1957万余円、繰越明許費繰越額２億2218万余円を差し引きました実質収支額は８億6111万余円の歳入超過となるものであります。

国民健康保険事業特別会計については、歳入決算額194億7341万余円に対し、歳出決算額は192億6761万余円でありましたので、差引き２億580万余円の歳入超過となるものであります。

自転車競技事業特別会計については、歳入決算額440億1460万余円に対し、歳出決算額は439億7714万余円でありましたので、差引き3745万余円の歳入超過となるものであります。

土地取得事業特別会計については、歳入決算額４億2595万余円に対し、歳出決算額は４億2595万余円と、同額の決算となったものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額36億1049万余円に対し、歳出決算額は35億6034万余円でありましたので、差引き5015万余円の歳入超過となるものであります。

介護保険事業特別会計については、歳入決算額199億7982万余円に対し、歳出決算額は199億7499万余円でありましたので、差引き483万余円の歳入超過となるものであります。

財産区特別会計については、歳入決算額10億7106万余円に対し、歳出決算額は２億6305万余円でありましたので、差引き８億801万余円の歳入超過となるものであります。

認定第２号の令和７年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについては、収益的収支の決算は、事業収益74億8890万余円に対し、事業費用が64億5375万余円でありましたので、差引き10億3514万余円の歳入超過となるものであります。

資本的収支の決算につきましては、資本的収入39億63万余円に対し、資本的支出が63億3587万余円でありましたので、差引き24億3524万余円の収入不足となるものであります。これに対する措置といたしましては、当年度分損益勘定留保資金などにより補塡することといたしております。以上の結果、未処分利益剰余金は19億9924万余円となるものであります。

認定第３号の令和７年度岸和田市病院事業会計決算認定を求めるについては、収益的収支の決算は、事業収益155億2871万余円に対し、事業費用が170億1209万余円でありましたので、差引き14億8337万余円の収入不足となるものであります。

資本的収支の決算につきましては、資本的収入６億2309万余円に対し、資本的支出が17億2969万余円でありましたので、差引き11億660万余円の収入不足となるものであります。これに対する措置といたしましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補塡することといたしております。以上の結果、未処理欠損金は22億4547万余円となるものであります。

議案第88号の会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、診療報酬の算定方法の一部改正による地域医療体制確保加算２の新設に伴い、フルタイム会計年度任用職員のうち、医療体制の確保が必要とされる診療科の医師の処遇改善を図るため、初任給調整手当を新設することから、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第89号の令和８年度岸和田市一般会計補正予算（第２号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億1359万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ980億4077万8000円に補正しようとするものであります。

まず、歳出予算から御説明申し上げます。

２款総務費には、成長戦略推進事業及び岸和田市まち・ひと・しごと創生基金積立事業等として２億3680万円、３款民生費には、障害者システム運用事業及び児童扶養手当支給事業等として505万余円、４款衛生費には、斎場整備事業及びごみ収集事業として4901万余円、10款教育費には、中学校大規模改造事業及び図書館運営事業等として765万余円、13款諸支出金には、教育・保育施設施設型給付事業費国庫負担金償還事業及び障害者自立支援医療費国庫負担金償還事業等として２億1506万余円の追加計上であります。

一方、これに対する歳入といたしましては、分担金及び負担金、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び市債を追加計上するものであります。

第２表の継続費補正については、斎場整備事業を変更するため、総額、年割額を本案のとおりといたしたいためのものであります。

第３表の債務負担行為補正については、健康増進効果検証業務委託及び運営指導業務委託の期間、限度額の追加について、本案のとおりといたしたいためのものであります。

第４表の地方債補正については、地方債の限度額の変更について、本案のとおりといたしたいためのものであります。

議案第90号の令和８年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1130万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201億4080万2000円に補正しようとするものであります。

歳出予算には保険給付費等交付金償還事業を、歳入予算には繰越金を追加計上するものであります。

議案第91号の令和８年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9243万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億3003万6000円に補正しようとするものであります。

歳出予算には介護保険償還事業を、歳入予算には繰入金及び繰越金を追加計上するものであります。

議案第92号の令和８年度岸和田市病院事業会計補正予算（第２号）について、収益的支出には、経費として4972万円を減額計上いたしたいためのものであります。

資本的支出には、病院増改築費として1000万円を、資本的収入には、企業債として1000万円をそれぞれ追加計上いたしたいためのものであります。

継続費補正については、コージェネレーション発電機整備更新事業を変更するため、総額、年割額を本案のとおりといたしたいためのものであります。

債務負担行為補正については、老朽化度調査及び修繕計画書作成業務委託の期間、限度額の追加について、本案のとおりといたしたいためのものであります。

企業債補正については、企業債の限度額の変更について、本案のとおりといたしたいためのものであります。

議案第93号の令和７年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和７年度の利益剰余金を本案のとおり処分いたしたいためのものであります。

議案第94号の大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、社会保険診療報酬支払基金法の一部改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることから、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更いたしたいためのものであります。

議案第95号及び議案第96号の２件については、いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、牛ノ口公園運動広場改修工事、土木及び総合体育館メインアリーナ床改修工事について、本案のとおり契約を締結いたしたいためのものであります。

議案第97号及び議案第98号の２件については、いずれも財産取得についてでありまして、救助工作車及びワンタッチパーティションについて、本案のとおり取得いたしたいためのものであります。

議案第99号の財産の無償貸付については、特許技術の活用による竹の加工及び製品化等を通じた竹資源の循環利用を推進する竹チップ工場を新設し、放置竹林等の地域課題の解決や地域資源の有効活用、地域経済の活性化を進め、地域循環共生圏の中核拠点としての活用を図るため、市有地を無償で貸付けいたしたいためのものであります。

以上、認定３件及び議案12件について、一括して御提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定及び御議決賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

それでは、議案第95号について質問をいたします。

今回、牛ノ口公園運動広場改修工事の工事請負契約を締結したいという議案ですけども、本件事業については、３月議会において、藤原議員より修正議案が提出をされ、にじの会、きしわだ未来、中岡議員を除く維新と７名の議員から反対がありながら、賛成多数により可決をされたものです。

市民は、この議決によって初めて工事を知った方がほとんどで、議会での説明に納得がいかないという方もおられます。

多額の工事に市民が敏感なのは、昨年９月４日、永野元市長が大阪地検特捜部に官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことにもあります。そのような経過がある中で、契約の手続は適正に行われたかということは大きな市民

の関心事ですので、伺います。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

本件につきましては、条件付一般競争入札により執行しており、公告、参加受付、資格審査、入札及び開札の各手続を関係法令等に基づき適正に行ってまいりました。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

今回も談合ですと答弁をするはずがないのですけども、市民からは、なぜ駐車場もないような牛ノ口を優先順位の最上位として多額の予算を投じるのかという声もあります。

最も長文で触れられている中岡議員の佐野市長頑張れ討論をはじめとする予算修正への反対討論を見直しても納得できるものではありませんが、議決を経ている以上、違約金まで支払って工事を止めよとの趣旨ではありません。

しかし、市民の疑問については再度質問をいたします。なぜ最優先工事が牛ノ口であったのか、そして、それは市長の選挙を応援した特定の市民からの要望ではないのか、市長に伺います。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

私は、スポーツのまち岸和田を進めるに当たって、まず既存のスポーツ施設を改善していく必要があると考えています。

その中でも、浜工業公園、そして牛ノ口公園運動広場、そして中央公園、蜻蛉池公園の４つを重要なスポーツ拠点として考えてまいりました。

牛ノ口公園運動広場につきましては、私が市長に就任する以前から、岸和田市のスポーツ協会、そしてサッカー、グラウンドゴルフなどの利用者団体から施設改善の要望があるということ、そして利用率が高く、そして施設の状態や安全面からも改善の必要性が高いと判断しました。

また、南海電車からも見える場所ですので、きれいに整備することで、市民の皆さんはもちろんですけども、市外の方にも岸和田はスポーツに力を入れていると感じていただき、岸和田市のイメージを変えていきたいという思いもありました。

そして、特定の市民からの要望ではないかという点について申し上げます。

利用者団体やスポーツ関係者の中に私を応援していただいた方がおられることもあるかもしれません。ですが、私を応援していただいているからという理由だけで事業を実施したり、市の方向性を変更したりすることはあってはならないことだと考えております。

この事業につきましても、誰からかの要望ではなくて、以前からの要望、利用状況、施設の課題、そして本市のスポーツ振興に必要かどうかを総合的に判断して進めているものでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

今、市長の話を聞いても、これが本当に合理的なのかどうかというのは、私は納得はいかないということなんですけども、本件も岸和田市議会お家芸と呼べる、理由は説明できないが、考えることを放棄しているので取りあえず賛成を賛成議員が発揮をしたことに起因をする議案であります。

賛成した議員がそうでないというのであれば、これまで議会基本条例第13条で制定されながらも、ただの１度も行われたことのない議員間自由討議で、市民監視の下、

その理由について思う存分、反対した私のような議員と議論を闘わせれば、市民理解も深まるはずですが、それを主張し続けているのは私だけの体たらくでは、本議会の考えることをやめた反知性主義を更生させることはできません。

３月24日の藤原議員提出の減額修正案に反対をした中岡議員らの理由には、さも牛ノ口だけが問題であるかのような、８月２日開催のこども議会からも間違ってますよと指摘をされるような主張がなされており、議案でなく、永野元市長なき後、誰の加護を受けるべきかとの保身に基づいた判断ありきと思える抽象的な独自の主張が続きました。

その利己的かつ誤った判断の上に進む本件であっても、入札企業に瑕疵がない場合、市が違約金を支払わねばならないため賛成するほかないわけですが、私の提案で2017年12月議会より議員の賛否を公表している議会だよりを参考に、大義に基づく歴史の裁きがなされることを願ってやまないとして、質問を終わります。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

この際、お諮りします。

本各件については質疑を終結し、御配付しております議案付託区分表に基づき、関係各常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は、議案付託区分表のとおり関係各常任委員会に審査を付託することに決しました。

○友永修議長

次に、日程第28、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、西田議員。

（17番　西田武史議員登壇）

○17番　西田武史議員

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。

まず、本題に入る前に、こども議会実行委員会を代表いたしまして、関係各位に御礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

去る８月２日に開催されました市議会主催のこども議会におきまして、テレビ岸和田さん、ラヂオきしわださん、そして、市長をはじめ理事者の皆様方の御協力により無事終了させていただくことができましたので、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、何より、今回、自主的に、また積極的に御参加いただいた市内の12名のお子さん方、彼ら、彼女らにとって、今回の参加が夏休みのいい思い出、また、いい経験になったことを望みます。また、今後の本市の発展に関わるために、子供たちが今回の経験を生かして積極的に参画いただけるような大人になっていただけることを願って、私の御挨拶とさせていただきます。

それでは、本題に入りまして、今回の一般質問はマンホールの利活用について質問をさせていただきます。

昨今、下水道事業には欠かせないマンホールの蓋を活用した取組が全国的にも広がりつつあります。中でも、近年、大規模災害発生時に避難所のトイレ問題に対応するため、マンホールトイレの整備が全国的に広がったことは言うまでもありません。

本市においては、確認したところ、現在、

八木市民センター、桜台市民センター、朝陽小学校、中島池公園、土生公園、大門公園にそれぞれ設置されており、万一の場合の活用が期待されます。

トイレの問題は、近年の災害時には必ずと言ってよいほど報道され、近年、マンホールトイレ以外にもいろんな対策が出ており、本市も携帯トイレの備蓄や簡易トイレの備蓄なども行っているとのことですが、災害の規模や状況、期間にも左右される可能性もあることから、対応策の準備については、多ければ多いほど罹災された市民の方々への対応が充足できるのではと考えております。

また、マンホールトイレが現在、市内７か所であることより、今後のさらなる増設に期待し、マンホールトイレについては、皆さんへの情報共有にとどめておきます。

それでは、本日質問したいマンホールの利活用で、先日、設置発表を行った「ザ・ファブル」デザインマンホール事業についてお伺いいたします。

本市出身の漫画家、南勝久さんの代表作「ザ・ファブル」のキャラクターを使用したデザインマンホールが、本年７月に市内９か所に設置されました。また、今月８月からは、スマートフォンの位置情報を活用して、デザインマンホールを巡ってスタンプを集めるデジタルスタンプラリーが始まっております。

そこで、まず、この「ザ・ファブル」デザインマンホール事業について、どのような経緯で取り組むことになったのかをお聞かせください。

以上で壇上からの第１回目の質問は終わり、この後は自席にて一問一答方式で対応させていただきます。

まずは御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

下水道は、利用者の皆様から下水道使用料を頂き、事業の運営を行っております。そのため、利用者の皆様に事業への理解を深めてもらうことは非常に重要なことであると考えてございます。

本市下水道事業では、これまでもイベントや広報などを通じて下水道の役割や重要性についてＰＲに努めてきたところでございますが、さらに下水道に関心を持っていただくための新たな取組について検討してきたところでございます。

そのような中、「ザ・ファブル」の原作者の南勝久先生が岸和田にゆかりのある方だと知り、デザインマンホールに活用させていただけないかと考えたものでございます。

デザインマンホールにつきましては、近年、全国各地で地域の特産品や観光名所をモチーフにしたもの、また、地域にゆかりの漫画やアニメのキャラクターとのコラボなど、様々なデザインのマンホールが設置され、人気となっているものでございます。

そこで、本市と関わりが深い「ザ・ファブル」をデザインマンホールに活用させていただくことで、下水道のＰＲのみならず、本市の新たなシティプロモーションにもつなげることができると考え、本事業に取り組むこととしたものでございます。

○友永修議長

西田議員。

○17番　西田武史議員

御答弁ありがとうございます。

今回のマンホールは、岸和田の様々なスポットと「ザ・ファブル」がコラボした岸和田オリジナルのデザインとなっており、新たなシティプロモーションとして、非常によい取組であるというふうに考えており

ます。

また、今回の企画に対して、ふるさと岸和田に対して快く御協力を頂きました南勝久先生には、心より御礼を申し上げます。

「ザ・ファブル」は、岸和田にゆかりがあるとともに、アニメや実写版映画化もされ、全国的に人気のある作品でありますし、本市の主要な建物も時折登場もしておりますので、今回の事業を足がかりとして、さらに発展させ、活用を図るべきと考えます。

今後、市としてもっと大きな取組へと広げ、岸和田が「ザ・ファブル」の聖地となるように取組に努めるべきではないでしょうか。そこで、今後についてどのようなことを計画しているのかお聞かせください。

○友永修議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

本市といたしましても「ザ・ファブル」を活用させていただくことで、下水道にとどまらず、様々な分野において幅広い取組につながる可能性があるものと考えてございます。

まずは、今回のデザインマンホールを通じ、「ザ・ファブル」と本市のつながりや、今回の取組を多くの方に知っていただくことで、庁内各部署から様々なアイデアが生まれることを期待しているところでございます。

本年度は、競輪場で開催されました高松宮記念杯、パールカップにおきまして、「ザ・ファブル」のキャラクターをデザインしたお菓子のノベルティーを配布していただきました。

また、成長戦略課と連携し、「ザ・ファブル」を活用したガバメントクラウドファンディングに取り組むことを検討しております。具体的な内容については、現在検討を進めているところでございます。

さらに、下水道におきましても、来年度は、全国的に人気のあるマンホールカードの作成や、重ね押しスタンプラリーなども企画しております。

今後もこうした取組を進めながら、庁内及び庁外も含めて、「ザ・ファブル」を活用した取組の可能性を幅広く探ってまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

西田議員。

○17番　西田武史議員

ありがとうございます。

世間では、マンホール蓋のマニアのことをマンホーラー、女性のマニアは蓋女と呼ばれている存在があるようで、もちろん、彼らは各地のマンホールを見に行き、マンホールカードをゲットして収集するマニアの方々もいらっしゃるようで、メインはマンホールでも、それを探しながら近辺も観光されており、ＳＮＳにもアップされているようなので、相乗効果は大きいものと考えられます。

ぜひとも、今回の事業を足がかりに、残念ながら、今や忘れつつあるような「カーネーション」のようにならないためにも、第２弾、第３弾と取組を行い、浸透し、最終的には「ザ・ファブル」の聖地となって、全国からファンが来てもらえる市とするためにも、様々な形で庁内各部署と連携を図っていただき、さらに広げた取組を進めていただくようお願いいたします。

もし、第２弾として、現在の９か所からさらに増やすことが可能であれば、観光の観点から、市内各所にある観光名所をピックアップし、追加することにより、その地点に設置、また、観光地でなくてもコミックに登場する市内施設の場所に設置すればさらなる相乗効果が期待できると考えておりますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

今回の９か所の設置場所の選定に当たっては、全国から訪れる方々がおおむね１日で周遊ができることを想定して設置数と場所を決定いたしました。

また、将来の追加設置につきましては、今回まだ設置したばかりでございますので、まずは今回のイベント等を通じた反響や御意見等を踏まえた上で、今後、聖地として全国的に認知していただくために、継続的な取組としてどのような手法が効果的か検討してまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

西田議員。

○17番　西田武史議員

御答弁ありがとうございます。ぜひ継続的な取組を検討し、根づかせられるようにお願いいたします。

それでは、次に、本事業に関しまして、「ザ・ファブル」のマンホールに加えた、マンホールの広告事業についてお伺いいたします。

この事業は、全国の多くの自治体で、下水道事業の新しい財源を確保するため、道路上のマンホールの鉄蓋に企業のロゴやＰＲデザインを掲出する取組で、歩行者の目につきやすく、地域密着型の新しい野外広告として、平成30年より埼玉県所沢市が全国に先駆けてマンホールを広告媒体として始めたことがきっかけで、今や全国の自治体で導入が進んでおります。

先駆者である所沢市さんでは、今や株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡさんの代表格でもあるラノベキャラクターを広告に用いて、ソーラーパネルで発電し、ＬＥＤで夜間は光るマンホール広告や、韓国ドラマ「マンホール～不思議な国のピル～」の広告を掲出しており、国内外問わず遠方からもファンが訪れることもあり、所沢市への貢献にもなっているそうです。

このように、マンホール広告のデザインによっては話題性を呼びやすく、ＳＮＳで拡散される可能性もあり、自治体のＰＲ手法の１つでもあることがよく分かります。私の調べた範囲では、大阪府内でも、高槻市、豊中市、大東市、柏原市、枚方市、寝屋川市などで行われていると聞いております。

泉州地域では、まだ手がけている自治体もありませんので、このようなマンホールを使った広告事業を実施すれば、広告収入という下水道使用料以外の財源を確保するとともに、我々、泉州地域の先進事例としてリードできるものと思います。また、今回の「ザ・ファブル」デザインマンホールとの相乗効果も期待できるものと考えます。

そこで、本市においてもマンホールを活用した広告事業を実施すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

○友永修議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

マンホールを活用した広告事業につきましては、全国の多くの自治体で実施されていることを把握してございます。このような事業は、下水道使用料以外の新たな財源を確保するための取組という側面もございますが、それ以外に、下水道に親しみを持ってもらう手段としても有効であると考えてございます。

「ザ・ファブル」デザインマンホールと同様に、ふだんあまり意識されることのない下水道に関心を持っていただくきっかけになるものと考えてございます。

現在、他の自治体の事例を参考にして、広告の掲載方法や設置場所、制度の仕組み

など、本市としてどのような形で実施することが可能か検討を進めているところでございます。

○友永修議長

西田議員。

○17番　西田武史議員

御答弁ありがとうございます。

下水道につきましては、他のインフラと同様に、施設の老朽化が進む一方、その維持管理や更新を担う技術職員が将来的に不足することが懸念されております。下水道の施設の老朽化による更新というと、地中の配管だけでなく、もちろん蓋も更新時期というものが存在するはずです。広告事業によって、その部分が広告に生まれ変われば、本市の更新費用は助かります。また、下水道使用料の減少が続く中、安定した事業運営のために、ＰＲと財源確保の両面からマンホールを活用した広告事業の検討をしていただくようお願いします。

また、「ザ・ファブル」デザインマンホールの事業につきましても、ぜひとも様々な分野との連携を図っていただき、「ザ・ファブル」といえば岸和田と認知されるような聖地化できるよう、より大きな取組に発展させていただけますようお願いします。

これら下水道主体の質問ではありましたが、シティプロモーション、観光にも大きく影響が期待できる取組であると確信しておりますので、重ねてお願いし、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

次に、岩﨑議員。

（19番　岩﨑雅秋議員登壇）

○19番　岩﨑雅秋議員

公明党の岩﨑雅秋です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、発言の趣旨を御理解いただき、的確なる御答弁をお願いいたします。議員の皆様には、しばらくの間、御静聴願います。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

１つ目として、自転車等の放置について、本市では岸和田市自転車等の放置防止に関する条例が平成６年９月１日から施行されています。その目的として、第１条に、「この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づき、道路等における自転車等の放置を防止するための対策を講じることにより、道路等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、良好な都市環境の確保と交通の円滑化に資することを目的とする」とあります。

また、第８条には、「市長は、道路等のうち、特に自転車等の放置を防止する必要があると認める区域を自転車等放置禁止区域に指定することができる」とありますが、まずは、その自転車等放置禁止区域をお示しください。

２つ目として、妊産婦の支援について質問します。

現在行われている岸和田市の妊産婦に対する支援に係る事業の内容をまずはお示しください。

３つ目として、７月28日に熊本県で最大震度７の地震が発生しました。また、８月13日夜から14日未明にかけて発生した千葉の記録的大雨で亡くなられた方に謹んで哀悼の意を表し、被災された皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。

天変地異はどこで起こってもおかしくない時代です。熊本のニュースを見ていると、被災された方が、トイレ環境が悪いので水分を控えるとの報道も流れています。そこで、本市の災害発災後のトイレ環境の備え

をお答えください。

以上で１回目の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

本市では、岸和田市自転車等の放置防止に関する条例、第８条に基づき、人がたくさん往来する市内の鉄道７駅周辺の公道・歩道上を自転車等放置禁止区域に指定してございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の２、妊産婦の支援について御答弁をいたします。

妊産婦の支援といたしましては、まず、妊婦健康診査の費用助成を行っております。あわせて、妊娠届出時から出産後まで切れ目なく支える伴走型相談支援を実施し、経済的支援として妊婦への支援給付も行っております。

また、パパママ教室を開催し、妊娠、出産、育児に関する知識の習得と沐浴実習などを通じて、出産や育児に向けた準備を支援しております。

出産後は、産婦健康診査の費用助成に加え、助産師や看護師等による乳児家庭全戸訪問を実施し、子供と産婦の健康状態を確認するとともに、育児に関する相談に応じています。これも伴走型相談支援の一環でありまして、あわせて産後の支援給付も実施しております。

さらに、産後ケア事業では、産科医療機関等に委託し、出産後の心身のケアや育児支援を行っております。

加えて、妊娠中の心身の状態や産後の子供の養育について、より手厚い支援が必要な御家庭には、養育支援訪問事業や利用者支援事業を活用し、助産師や保健師などの専門職が訪問や面談を行い、必要に応じて支援サポートプランを作成しながら、継続した支援を行っています。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の３、災害発生時のトイレ環境の整備について御答弁いたします。

現在、大阪府域救援物資対策協議会で策定しております大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針に基づき、大阪府との役割分担の下、トイレの便座に袋をかぶせて使用する携帯トイレや簡易トイレを備蓄しており、備蓄目標数量は確保できております。

また、能登半島地震における輪島市での避難所支援の経験を受けまして、大阪府から新たに、府内市町村指定避難所全てに組立て式洋式水洗トイレの配備方針が示され、大阪府は5500回以上連続使用が可能な組立て式洋式水洗トイレ「ドント・コイ」、本市は便袋を１回１回熱圧着で密封できる自動ラップ式トイレを、昨年度、国の交付金を活用して購入し、発災当初から使用できるよう各避難所への配備を進めております。

その一方で、地域での防災訓練や出前講座を通じまして、市民の皆さんへ、家庭内での携帯トイレの備蓄の重要性や、災害時のトイレの使用方法を引き続き周知してまいります。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

では、再質問をさせていただきます。

自転車等放置禁止区域に違反して自転車等が放置されていた場合、現状どのような処置をされているのでしょうか。お答えく

ださい。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

自転車等車両が放置禁止区域内に放置されている場合は、まず、啓発として、撤去対象となる旨の警告用紙を貼り付け、一定時間経過後に撤去、搬送してございます。

基本的には、公共の道路ではない民有地に車両の一部がまたがっている場合は撤去しておりません。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

では、先ほどの答弁にもありましたけれども、東岸和田駅周辺も自転車等放置禁止区域に指定されているとのことですが、駅下の店舗の前は放置禁止区域外になり、前輪の着地面が放置禁止区域外にあれば、放置禁止区域内に半分以上出ていても警告、撤去がされていません。そのことにより、点字ブロック近くまで自転車が放置され、視覚障害者の方が危険な場合がありました。その方いわく、点字ブロックは僕の命ですと語られていました。このことについて見解をお答えください。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

その件につきましては、市としても認識してございます。歩行者が安心して通行できるよう、歩道の路面に放置禁止区域を示すため、黄色と黒色のゼブラテープを貼り付け、放置禁止であることが一目で分かるよう対策を実施いたしました。

しかしながら、東岸和田駅周辺の店舗前の道路につきましては、放置禁止区域に位置づけられてはおりますが、店舗沿いの一部の区間において、本市の管理区域外である鉄道事業者の用地があるため、撤去作業をすることができないケースもございます。

ただし、点字ブロック付近にある放置自転車につきましては、通行に支障が生じるため、啓発の後、一定時間の経過後に撤去を行っております。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

今の答弁で、点字ブロック付近の放置自転車などについて、視覚障害者の通行の支障があるときは警告した上で、一定時間経過後に撤去するとのことですが、その間に危険があると考えますが、すぐに撤去はできないのでしょうか。お答えください。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

放置禁止区域内の車両を一定時間経過後に撤去している理由といたしましては、疾病の発症や、その他やむを得ない事由により、本意ではなく、車両をとめざるを得ない場合などを考慮してのものでございます。

また、現在、放置自転車の対応につきましては、啓発・警告作業と撤去・運搬作業を連携して実施しております。手順といたしましては、啓発・警告作業として、各駅周辺を２名が巡回し、放置自転車を確認、啓発書を貼り付けいたします。その後、２名の作業員がトラック１台で７駅を周回し、放置自転車について、一定時間の経過を確認後、撤去・運搬作業を実施いたします。

したがいまして、現在のところ、放置自転車が発生するたびに即時撤去することはいたしておりません。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

では、本市の条例である岸和田市自転車

等の放置防止に関する条例の第３条には、「市長は、この条例の目的を達成するため、利用者等に対して、道路の適正な利用等について指導し、及び啓発するとともに、関係各行政機関、鉄道事業者等、自転車等の小売業者、地域住民その他関係者の協力を得て、必要かつ適切な施策の実施に努めるものとする」とありますので、駅下の店舗の方に御協力いただき、店舗のお客様に点字ブロック上の自転車を移動していただくようお声かけを頂くことはできないのでしょうか。お答えください。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

本市といたしましても、点字ブロック付近に自転車等が放置されることのないよう、店舗に来店したお客様にお声がけをしていただくよう、対象の店舗へ協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

また、放置自転車による危険を防止するため、これまで以上に効果のある注意喚起のビラの貼り付け等についても検討してまいります。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

御答弁ありがとうございます。今後も事故を未然に防ぐ対策を強化していただくよう要望し、この質問は終わります。

次に、先ほどの答弁で、妊産婦への支援の状況が分かりました。

市長が今、各中学校区で開催している岸和田まちづくりタウンミーティングのメインテーマに、子育て世代に選ばれる岸和田実現への取組を掲げていますが、妊産婦の経済的、精神的な負担軽減のため、泉佐野市では、妊産婦の方が産婦人科等への通院や出産、産後の健診受診などの外出時に役立てていただくために、大阪タクシー共通乗車券を１人につき5000円分、500円券10枚つづり、お釣りも出る乗車券を配布しています。また、同様の内容で、守口市、交野市、河内長野市ほかで行われている、このタクシー乗車券の配布をされてはと考えますが、見解をお答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

妊産婦の経済的、精神的な負担を軽減する観点から、タクシー乗車券の配布は有効な手段の１つであると考えております。

本市では、コロナ禍の令和２年度から令和４年度まで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、妊産婦が通院などで外出する際、人混みを避けて移動できる手段として、妊娠の届出をされた妊婦全員にタクシー乗車券を配布いたしました。

感染による重症化リスクが高い妊産婦にとって、公共交通機関を避けて移動できたことは、不安や経済的負担の軽減につながったものと考えております。

また、コロナ禍の令和２年度に実施いたしましたアンケートでは、乗車券の使用目的として、64％の方が通院に使用すると回答いたしましたが、一方で、ふだんの妊婦健診の交通手段としては、タクシーを利用している方は4.3％にとどまりました。

こうしたことから、感染症対策としての必要性が高かった当時とは状況が変わっており、現時点では、タクシー乗車券を配布する必要性は高くないものと考えております。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

妊産婦全員への配布が効果的でないとい

うのならば、タクシー乗車券を必要と思う方が妊娠届を提出する際に申請できるようにしてはと考えますが、見解をお答えください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

タクシー乗車券の配布は、自家用車や家族の送迎による移動が難しい方にとっては、一定、経済的・精神的支援になると考えております。一方で、限られた予算の中で、より多くの妊産婦の方により効果的な支援を届けていくことも重要です。そのため、タクシー乗車券のような個別の移動手段だけでなく、妊娠期から産後まで切れ目ない相談支援や産後ケア、訪問支援などを総合的に判断し、実効性の高い取組が必要であると考えております。

今後も、妊産婦の不安や負担を少しでも軽減し、子育て世代に選ばれる岸和田につながるよう、必要な支援を検討してまいります。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

妊産婦全員に配布ではなく、必要としている申請した方だけなら予算も少なく済むと考えます。並行して新しい事業や、今ある事業の強化を要望し、この質問は終わります。

最後に、災害発災時のトイレ環境の整備について再質問します。

熊本へは全国からトイレカーが到着していますが、本市においても頻発化する災害に備え、トイレカーを導入されてはと考えますが、見解をお答えください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

トイレカーにつきましては、災害時のトイレ不足に迅速に対応できる有効な手段の１つとして認識しております。

特に断水時や避難所開設の初動期において、衛生環境の確保、臭気対策、プライバシーの確保といった面で一定の効果が期待できます。また、高齢者や障害のある方など、要配慮者の利用面でもメリットがあると考えております。

一方で、導入費用や維持管理費がかかること、運転や清掃、し尿処理などの運用体制が必要となること、また、設置場所や道路状況に制約を受けることなど、課題もございます。そのため、トイレカー単独で対応するのではなく、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなど、他のトイレ対策と組み合わせて備えることが重要であると考えております。

今後は、想定避難者数、避難所の状況、維持管理体制、費用対効果などを踏まえ、導入の必要性について検討を進めてまいります。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

御答弁ありがとうございます。

では、検討の際に、災害時に全国の自治体間でトイレカーを派遣し合うプロジェクトに参画する検討もお願いしたいと思いますが、見解をお答えください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員お示しの自治体間のプロジェクトにつきましては、全国の自治体が１台ずつトイレトラック、トイレトレーラーを常備し、自然災害が起きた地域にすぐに駆けつけることで、トイレ不足に大きく貢献する助け合いの輪を広げる、一般社団法人助けあい

ジャパン様が運営するプロジェクトプロジェクトがございます。

現在、このプロジェクトにはトイレトラック、トイレトレーラーを所有する全国58団体が参加しており、災害時に自治体間でトイレカーを相互に派遣し合う仕組みは、避難所の衛生環境を確保する上で有効な取組であると考えております。

また、このプロジェクトとは別に、内閣府の取組としまして、災害対応車両登録制度、Ｄ－ＴＲＡＣＥが既に運用されております。これは、災害時に活用可能なトイレカーやキッチンカー、トレーラーハウス等のいわゆる災害対応車両について、平時から登録、データベース化し、発災時には、被災自治体が自らが災害対応車両の保有状況に関わらず、迅速に派遣要請をすることができる制度で、現在の登録台数は、トイレ関係であれば139台が登録されてございます。

今回の熊本地震の被災地にも多くのトイレカーが派遣されておりますが、どういった経緯で派遣されたのかを検証し、本市でのトイレカーの導入の必要性等について検討してまいります。

○友永修議長

岩﨑議員。

○19番　岩﨑雅秋議員

御答弁ありがとうございました。熊本地震の検証結果を踏まえ、よりよい対策を打たれんことを要望し、質問を終わります。

○友永修議長

暫時休憩します。

午前11時42分休憩

午後１時再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、海老原議員。

（７番　海老原友子議員登壇）

○７番　海老原友子議員

日本共産党の海老原友子です。議長から発言の許可を頂きましたので、通告に従って一般質問に参加いたします。

65歳以上の高齢者は3600万人を超え、日本の人口の29％に上ります。本市においても65歳以上の人口割合はここ数年28％前後を維持しており、現在約５万3000人を超えており、大阪府全体の平均値と比べても高齢率はやや高い水準で推移しています。

高齢者は、戦後の苦難の時代を生き抜き、身を粉にして働き、家族と社会のために尽くしてきた人たちです。老人福祉法には、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として、敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると明記されています。

しかし今、高齢者は、物価高騰の下での年金の目減り、命と健康を脅かす医療改悪、介護の提供基盤の崩壊の中で生活の基盤が崩され、人権と尊厳を脅かされる状態に陥っています。朝の中央公園でウオーキングやラジオ体操をされている元気な方の中にも、お話を伺うと、不安を抱える高齢者は少なからずいらっしゃいます。

高齢・長寿化や核家族化、単身世帯の増加で、入院手続や死後事務など、主に家族が担ってきた役割を果たす人がいない高齢者が全国的に増えていて、高齢者の不安材料の１つになっています。

そういった中、全国で高齢者の終活サポートの施策を実施する自治体が増えていま

す。2025年、文教民生常任委員会で神奈川県大和市を視察で伺いました。大和市では、2016年、経済的弱者を対象に葬儀生前契約支援事業を開始したところ、経済的に余裕があっても、家族がいても、困っている人が多いことが分かったということです。そこで2018年、おひとりさま支援担当がスタートし、2021年、終活支援をはじめとした政策推進を目的に、おひとりさま政策課となった経過があります。とにかく市役所に来れば、困り事を受け止めてくれて、安心できるということでした。

おひとりさまになっても相談できる窓口があり、死後事務も心配なく、安心して過ごせることが大切です。多くの人が年をとったら、子供の世話になるか、施設に入るかの二択を考えているようですが、大事なことは、最後までその人が自分らしく生きることだと思います。子供さんのおうちに引き取られて、お荷物になったり、また、施設に入って食事や入浴など、時間どおりに進められる、そういったお話をよく耳にします。そういったケースばかりではないとは思いますが、自分のペースでやりたいことができる人生を自分で選ぶ、そんな生き方の支援が必要だと思います。

また、近年、終身サポートを行う民間の事業者も増え、トラブルも多く発生していることから、政府は2024年、終身サポート事業に関する指針を設け、契約の注意などを掲げています。民間任せにせず、行政が関わってこそ安心して相談ができると思われます。本市でも葬儀や死後事務について相談できる窓口があれば助かるというお話を聞いています。

さて、人口減少、高齢化、地域社会の脆弱化など社会構造が変化する中で、全ての人が高齢になっても、おひとりさまになっても、自宅または住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせることは大切なことだと思います。高齢者が安心して暮らせる社会をつくることは、政治の重要な責任です。

そこで、高齢者が受けられるサービスについて質問いたします。

介護保険制度が創設されて20年以上が経過し、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着していると思いますが、住み慣れた場所で生活を続けるためにはどのようなサービスを利用できるのか教えてください。

また、本市独自の高齢者施策で介護保険制度以外の支援サービスについてどのようなものが実施されているのか、その実績も含めてお示しください。

壇上での質問は以上です。この後は自席にて質問いたします。御清聴ありがとうございます。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

まず初めに、在宅での介護保険サービスの利用について御答弁いたします。

介護保険制度は、高齢者の自立を支援することを理念とし、利用者の選択により保健医療や福祉に関するサービスを総合的に受けられる制度でございます。

介護度にもよりますが、自宅での日常生活の手助けを受ける訪問介護、看護師などに訪問してもらい看護を受ける訪問看護、リハビリを受ける訪問リハビリテーション、施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける通所介護、いわゆるデイサービスなどの居宅サービス、そのほか、福祉用具貸与や購入等の生活環境を整えるサービスがございます。

続きまして、福祉政策課で実施しております在宅者向けの高齢者施策のうち、主な事業について御答弁いたします。

まず、加齢性難聴高齢者に対する補聴器購入費助成でございます。これは、聴力機能の低下に伴い、周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者に対しまして、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、認知症の予防、高齢者の積極的な社会参加及び地域の交流の促進につながるものとして、今年度から助成事業を実施しているもので、現在までで21件の助成申請を頂いております。

次に、高齢者の緊急通報装置の貸出し事業でございます。これは、病気や障害などにより緊急時に迅速に外部に連絡することが困難な高齢者に緊急通報機を貸し出し、設置を行うものでございます。設置後、通報機のボタンを押していただくと、市が契約している警備会社に通報され、警備員が現場に駆けつけるなどの救急対応を行っており、現在104世帯の高齢者に御利用いただいております。

そして、「岸和田市きんきゅうカード」の配布でございます。これは、かかりつけ医、持病などの医療情報や緊急連絡先などを記載したカードを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の際、救急隊がこれらを取り出し、迅速な救命活動や円滑な連絡を実施可能とするものでございます。対象となる方に対しましては、社会福祉協議会や市内の郵便局で配付しており、昨年度までで累計１万1058個を配付しております。

最後に、認知症高齢者等見守りネットワークでございますが、これは市内にお住まいの高齢者等が行方不明になったり、家に戻れなくなったりした場合などに、関係機関などの支援を得て早期に発見し、当該高齢者の安全と御家族への支援を行うこと、また、ネットワークを通じて認知症の理解を広めることを目的としております。現在の協力機関は166ございます。なお、本制度は事前に御登録いただくことも可能で、現在323人の方に登録を頂いております。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

在宅向けの高齢者が利用できるサービスについて御答弁いただきました。

福祉政策課で行っている補聴器購入費助成は、今年４月から始まったばかりで、早くも21件の助成申請があるということですが、どれだけ待ち望まれていたかを示すものだと思います。この制度は、ようやく実現しましたが、改善の余地が多くありますので、近隣自治体の先進事例を参考に、より市民に利用してもらえるような制度になることを要望いたします。

また、緊急通報装置の貸出し事業は、独り暮らしの方が万が一の緊急時の対応としてはとても安心となるものです。もっと普及してほしいと思います。

介護保険制度で、自宅に来てもらって、介護、看護、リハビリが受けられること、また、送迎してもらってのデイサービス利用などがあることが分かりました。

それでは、現在、支援を必要としている高齢者について質問いたします。

要介護認定申請の流れと、令和７年度末の要介護認定者数及びその内訳として介護度別と年齢別の認定者数を教えてください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

介護認定の申請は、本人や家族などが介護保険課に申請書を提出することから始まります。なお、申請につきましては、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどが申請を代行することも可能でございます。

申請後、市または委託先の認定調査員による認定調査を行い、市のほうで主治医意見書を取得します。その後、調査結果と意見書を基に、介護認定審査会において審査、判定を行い、要支援、要介護の区分を決定します。その後、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーにケアプランを作成していただき、介護保険サービスの御利用となります。

次に、令和７年度末の要介護認定者数とその内訳ですが、要支援・要介護認定者数は１万2817人で、介護度別の内訳が、要支援１が2479人、要支援２が1727人、要介護１が2378人、要介護２が2184人、要介護３が1452人、要介護４が1545人、要介護５が1052人、１号被保険者のうち65歳以上75歳未満の前期高齢者が1143人、75歳以上の後期高齢者が１万1420人となっております。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

ありがとうございます。

元気なうちはまだ関係ないという方もおられますが、健康に不安を感じ始めたら途端にいろんなことが気になるものだと思います。

後期高齢者の数が前期高齢者の約10倍というのは、今後ますます要介護の認定者が増えることを意味しています。お元気で健康に過ごされることが何よりですが、必要な方が必要な介護を受けられるよう、支援の充実をお願いするものです。

介護などの支援以外で、高齢者、特におひとりさまの困り事で多いのが、日常の金銭管理、病院の入退院時や施設の入退所時の身元保証、死後の事務などです。誰もがおひとりさまのリスクを抱えています。

認知症とまではいかなくても、市のサービスで自立支援というのがあることが分かりました。認知症になられた方への対応として、成年後見制度がありますが、成年後見制度について教えてください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

成年後見制度は、高齢で認知症などにより判断能力の不十分な方が、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約を結んだりすることが難しい場合、また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質な商法の被害に遭うおそれがある場合など、このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するためのものでございます。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

ありがとうございます。

では、本市では、この制度に対するサポートはどのようなものがあるのでしょうか。利用方法なども含めて詳しくお示しください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

成年後見制度につながるケースは、様々な事例がございます。御自分が元気なうちに後見をお願いする人をあらかじめ決めておく任意後見制度と、御本人や４親等内の御親族、市町村長が申立てを行う法定後見制度がございます。

そして、御本人が金銭管理等に不安を感じられる場合は、まずは日常生活自立支援事業によるサポートを御案内しております。

その後、認知症の進行等に伴い、成年後見制度を御利用いただくこととなりますが、本市では、令和４年度から権利擁護支援の

地域連携ネットワークの中核機関として、社会福祉協議会に事業委託を行っており、岸和田市成年後見センターを設置しております。ここでは、後見に関する広報活動、各種相談や申立てへの助言等を行っております。

また、本市では令和７年に後見人への報酬助成制度を拡充し、市長申立て以外の場合であっても、専門職に対して報酬助成を行えるように改めましたため、より利用していただきやすくなっております。

いずれにしましても、御相談は無料となっておりますので、まずは地域包括支援センターや成年後見センターに御相談をしていただくよう御案内をしております。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

制度の概要についてお示しいただきました。御本人が不安になった場合や、周囲の人や関わっている人が気づいた場合、相談できるということが分かりました。

本制度の利用実績について教えてください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

この成年後見制度は、知的障害や精神障害の方も対象となっており、本市の令和７年中の利用者は合わせて490名となっており、近年増加傾向にあります。この成年後見人等に就任する方は、親族以外では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職となっております。

また、認知症となり、身寄りのない方につきましては、本人や親族に代わって、岸和田市が家庭裁判所に対し、後見等の申立てを行っております。令和７年度は33名の高齢者の申立てを行ったところでございます。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

身寄りのない方についても、本人や親族に代わって岸和田市が家庭裁判所に申立てをしてくれるということは、とても安心できることで、他市と比べても進んでいる制度かと思います。

先ほどは、在宅者向けの施策について御答弁いただきました。高齢者のうち、自宅ではなく、いわゆる施設で過ごされる方もいらっしゃいますが、施設で利用するサービスにはどのようなものがあるのでしょうか。

また、認定者数の内訳を聞くと、75歳以上の後期高齢者の割合が非常に高いことがよく分かりました。後期高齢者の数は年々増加しており、高齢者が安心して在宅生活を送るためにも、より細やかな支援が必要だと考えます。

そこで、介護保険課が行っている介護保険サービス以外の支援はどのようなものがあるか、併せて教えてください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

自宅ではなく介護保険施設で利用する施設サービスとしては、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護医療院があり、各施設と契約し、御利用いただくことができます。

そのほかとしまして、介護保険施設ではございませんが、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅に移り住みながら居宅サービス等を利用する方も多くおられます。

介護保険サービス以外の支援としましては、いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操

などの一般介護予防事業や、地域の高齢者に関する相談に対応する総合相談窓口としての地域包括支援センターを市内６か所に設置し、専門職が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要な支援を行っております。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

介護保険制度は自立を支援する制度であり、様々なサービスと支援を利用本位で受けられることを理解しました。

自宅ではなく、特別養護老人ホームや介護老人保健施設に入所された場合は、その施設での介護が受けられ、また、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅に入所した場合は、外部からのサービスで居宅サービスを受けられるということが分かりました。

介護保険サービス以外の支援として、一般介護予防事業もとても有意義なものです。説明のあった地域包括支援センターについては、地域の高齢者の総合相談窓口として、より重要となってくると考えます。

そこで、本市の地域包括支援センターにおける過去３年間の相談件数と、その主な内容についてお示しください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

令和５年度が3509件、令和６年度が3510件、令和７年度が3383件となっております。相談の約半数が介護保険やサービスの相談となっており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等により様々な相談に対応しております。

○友永修議長

海老原議員。

○７番　海老原友子議員

御答弁ありがとうございます。

６か所の総数ではありますが、地域包括支援センターの役割は、高齢者にとってなくてはならない存在だということが分かりました。行政と地域包括支援センターが地域の高齢者の実態を把握するために、福祉職員の増員、地域包括支援センターの体制強化が必要だと改めて思うところであります。

地域とのつながりがなく、相談するすべも知らずに不安を抱えたまま亡くなった方もあるかと思います。その最たる状況が孤独死であると思います。孤独死のない本市となるために、おひとりさまになっても、地域とのつながりや安心して相談できる窓口が必要です。地域包括支援センターがその役目を多く担っているということが分かりました。

また、介護保険課の窓口でも相談に応じてくださることが分かり、不安や困り事があれば、まず介護保険課の窓口や地域包括支援センターに相談すればよいということが分かりました。

今回は高齢者施策について質問させていただきました。理事者から頂いた御答弁で、自宅でもいろんなサービスが受けられることを知っていただくことができたと思います。

私の知っているある要支援１の方は、週１回、午後からの送迎つきデイサービスで、マシーンでの筋トレとレクレーションのサービスを受けておられ、生活に活力が出たというお話をお聞きしました。割と男性の方はそういう出ていってデイサービスとかいうのを敬遠される方があるかと思いますが、そういう心配なく安心して受けていただけることが増えればいいかなと思います。

また、別の重度身体障害者の方は、自宅で寝たきりの状態ですが、利用できるほと

んどのサービスを受けて過ごされています。身寄りが近くにおられず、もしものときのことを大変心配されておられます。ケアマネの方に相談しても、お葬式や死後の事務などは相談に乗れないということは当然で、途方に暮れておられます。

壇上で申し上げましたが、行政がそういった相談にも乗ってくれたらどんなにか安心できることかと思います。

本市でも、御答弁にあったように、様々なサービスを受けながら、自宅で自分らしく過ごせることが分かりました。しかし、おひとりさまの心配事の１つに死後事務に関することがあります。死んだ後のことも心配なく過ごせたらより安心です。行政が終身サポートをしてくれることが一番安心できることだと思います。これについては、繰り返しになりますが、今後、本市でも積極的に検討していっていただきたいと思います。

高齢者の方にお伺いすると、お金のことが心配だという方が多いのも実感します。先ほど紹介した要支援１の方は、このままの状態が維持または改善すればよいけれども、もし介護度が上がれば、受けられるサービスが増えると同時に、その分だけ負担料も上がることを心配されておられました。国保料や介護保険料の負担軽減は、私ども日本共産党の会派としてずっと要望していることでありますので、引き続き御検討よろしくお願いします。

地域住民と協力し合い、高齢者を地域で支える見守り活動や配食サービスなど、安心のネットワークをつくることも行政の責任かと思われます。高齢者が積極的に外出できるよう公共交通の拡充や、買物弱者、買物難民をなくすため、移動販売車の普及、商店街、小売店への移動手段の確保なども高齢者の強い要望です。

高齢者が安心して暮らすには、国への働きかけも当然のことながら、多くの課題があります。繰り返しになりますが、高齢者がお出かけしやすくなる公共交通の拡充や支援、買物難民をなくす手だて、そして死後事務の相談窓口の設置など、本市でできることをぜひ関係部局で積極的に取り上げていただき、不安要素を１つずつ減らしながら、地域で独りぼっちの高齢者をつくらない、生き生き健康で自分らしく生活できる、その人が自分の人生の主人公のままで最期まで過ごせる、そんな手助けができる行政サービスを、先行自治体を参考に、本市でも実施していただけるよう要望するものであります。これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

次に、南議員。

（14番　南加代子議員登壇）

○14番　南加代子議員

公明党、南加代子です。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、誠実な御答弁をお願い申し上げます。また、皆様には、どうぞしばらくの間、御静聴賜りますようによろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

１点目、就学支援の在り方についてです。

就学前の時期は、どのお子さんにとっても、そして、保護者にとっても学校生活への大きな節目となる大切な時期です。支援が必要な場合はもちろん、通常の学級を選ばれる御家庭でも、数年にわたり不安を抱えてこられた方が多く、進学に当たり、どの環境が子供にとって最適なのかを丁寧に考えたいという、その思いは共通していると思います。

本市では、園所が集団生活の中で支援の

必要な子供の状態を丁寧に把握し、希望用紙などに記入して教育委員会につないでくださっており、この協力体制は就学支援において大変重要な役割を果たしていると認識をしています。

一方で、保護者からは、就学相談に行き着くまでの流れが分かりにくい、この仕組みでよいのか疑問に思ったといった声も届いています。例えば、保護者が就学相談を希望した際、所属の園所に伝え、園所から教育委員会につなぐという流れであり、この仕組みが保護者にとっては、就学相談につながりにくい原因になっているのではないか、そういった声を聞いております。

本市の就学相談の御案内は１枚にまとめられ、分かりやすく整理されていると思いますが、まずは、この運用はいつ頃から実施をされ、どのような仕組みになっているのかお答えを下さい。

２点目、学童保育の安全・支援体制の強化についてです。

本市では、待機児童の解消や量の確保に向けた取組が進んできましたが、併せて安全運営や支援体制の整備も重要な課題だと感じています。就学前の御相談では、支援が必要なお子さんが学童を利用できるのか、支援学級に通う場合の放課後の預け先は確保されるのかといった不安が寄せられています。また、支援員の初動対応や支援児童への配慮は、安全運営に直結する課題です。

災害時の安全確保は、支援が必要なお子さんを含め、保護者の方々から寄せられてきた不安にも関わる重要な課題です。国の示す方向性を踏まえ、本市の取組状況を確認したいと考えています。

そこで、まず避難訓練についてお伺いします。国の放課後児童クラブ運営指針では、地震、火災、不審者を想定した定期訓練、建屋の危険箇所の確認、実際の避難動線に沿った訓練、支援児童への個別対応が求められています。学童は、学校職員が不在となる時間帯や休校期間に子供の生活を支える場となるため、こうした状況を踏まえた安全訓練の実施は極めて重要です。

そこで質問です。本市として、各学童ホームの避難訓練の実施状況、定期的に実施をできているのか、国が求める、その内容を踏まえた訓練の具体的な中身と現状をお示しください。

壇上からの質問は以上で、再質問は自席から行います。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

御質問の１、就学支援の在り方について、学校教育部よりお答えを申し上げます。

学校教育法施行令に基づいて、支援が必要な子供たちにとってどのような支援の場がふさわしいか、また、どのような支援方法がよいかなどを検討するために、就学支援等に関する委員会、こちらを設置してございます。

本委員会は、約50年にわたる歴史がございまして、医学、心理学、教育学などの学識経験を有する方々に加えて、市内の小中学校長会の代表、教員の代表、府立支援学校の教員の代表、関係機関の発達相談員など、計65名の委員で構成されております。

就学前施設での子供たちの様子や保護者の方から伺った御意見等を委員会の中で総合的に検討いたしまして、その結果を基に、学校長の協力を得ながら、保護者の方と就学に向けて相談を行っております。その際には、保護者の方や本人の思いも丁寧に聞き取りを行いまして、できる限り御意向を尊重して、学びの場を決定しているという状況でございます。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の２、学童保育の安全・支援体制の強化について御答弁いたします。

令和８年度、市内の公設公営の学童ホームは、23小学校区に42ホーム開設しております。

避難訓練の実施状況につきましては、各ホームから訓練実施前に避難訓練実施計画書、実施後には避難訓練実施報告書の提出により、訓練内容の把握をしております。

また、令和７年度の避難訓練の実績につきましては、28ホームが実施し、14ホームは実施できておりませんでした。

次に、放課後児童クラブ運営指針を踏まえました訓練の内容につきましては、地震、火災、不審者の３種類の訓練となっておりますが、その全てを実施していないホームもございました。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

それぞれに御答弁を頂きました。では、就学支援のほうから再質問をさせていただきます。

本市では、園所の協力体制は、就学支援において大変重要な役割を果たしていると認識をしております。園が日々の集団生活の中で子供の状態を丁寧に把握し、希望用紙などを記入し、教育委員会につないでくださっていることは、就学支援の基盤として欠かせないものです。

一方で、他市では、保護者が直接教育委員会へ就学相談の申込みができる仕組みが整備をされております。また、必要に応じて、教育委員会が園や医療機関に問い合わせることに保護者より同意を得て、園の情報も適切に活用されています。その役割を尊重しながらも、保護者自ら就学相談の申込みにアクセスできる仕組みが用意をされております。

本市でも、保護者が直接就学相談にたどり着けるよう、相談の入り口や申込み方法について、運用開始から長きにわたる時期を踏まえ、見直しの余地があるのではないかと考えますが、見解をお示しください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

本市の就学相談でございますけれども、支援が必要な子供たちの状況や支援の在り方を多角的に検討するため、関係機関や園所、小学校、中学校の教員と連携しながら、これまで実施を行ってまいりました。

一方で、近年は市全体の子供の数が減少している中でも就学相談の件数が増加傾向にございまして、保護者の皆様の教育的ニーズも多様化しているというところでございます。そのようなニーズをしっかりと受け止めながら、子供たち一人一人の状況に応じて、より適切な教育や支援につながるよう、保護者の方々と一緒に考えていける就学支援の在り方につきまして、今後も関係機関と協議、検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

就学支援の相談入り口や申込みについては、本当に関係機関と協議を、また検討をお願いしたいと思います。

次に、就学支援に関する情報提供の在り方についてお伺いをします。

就学相談は、保護者が子供の進学に向けて不安を解消し、最適な学びの場を選ぶための重要な機会ですが、本市では、就学支援の案内や学びの場の説明が紙中心であり、

保護者からは情報がどこにあるのか分かりにくいという声が寄せられています。

他市では、就学相談の流れや支援学校、支援学級、通級指導教室の説明を動画やオンラインで分かりやすく提供し、オンライン申請を導入している自治体もあり、また、豊中市では、就学相談の流れを動画で確認できるよう整備され、保護者が相談の全体像を把握しやすくなっています。

本市でも、就学相談の流れ、学びの場の説明、就学相談の申込み方法などを動画やオンラインで分かりやすく提供することで、保護者が安心して相談につながる環境を整えることができると考えます。就学支援に関する情報提供のオンライン化についてどのように考えられるのか、見解をお示しください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

現在、就学前の子供たちの就学支援につきましては、各園長会、所長会等での対面による説明をはじめまして、就学相談のチラシをホームページに掲載し、進路説明会の開催や個別相談を行ってございます。

しかし、議員もお示しのとおり、保護者の方々が安心して、いつでもどこでも情報を確認できるような環境を整えるということは非常に重要であることと認識してございます。

教育委員会といたしましては、他市の取組等も参考にしながら、ホームページでの情報発信、あるいは動画の活用、これらを進めて、本人や保護者の方に丁寧な情報提供ができるよう努めてまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

ありがとうございます。ここのところをしっかりと本当に進めていただきたいと要望しておきます。

では、就学前に子供の発達について相談を受け、進路説明会の案内や、就学支援を保護者に勧める役割であるこども家庭応援部にお伺いをいたします。

発達相談の場などで勧められ、保護者が就学相談が必要であると思っているにもかかわらず、園所との見立てが相違し、就学相談を受けることができるまでに難渋したという声が寄せられています。また、その際、保護者の思いに寄り添った対応ではないと感じる場面もあったと聞いています。

発達相談、健診、園との連携など、就学前の重要な情報を扱う部署であり、教育委員会との連携が不十分であれば、保護者が就学相談の入り口にアクセスしづらい状況が生じてしまいます。こうした課題は、今後のためにも見過ごすことはできません。

今年度から導入されている５歳児健診は、行政が子供の状況を直接把握できる新しい入り口となり得るものであり、発達相談や巡回相談、就学相談につながる重要な機会になると考えます。これらの情報を適切に保護者に提供し、保護者が安心して就学相談につながる体制をどのようにつくっていくのか、見解をお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

就学相談の必要性については、各保育園など、施設ごとに受け止め方に差があるようです。あまり積極的でない施設には、これまでも発達相談員が巡回相談などの機会を通じて、就学相談の必要性を繰り返し説明してまいりました。しかし、依然として、就学相談を受ける際に、保護者が施設へ何度も申込みを働きかけなければならず、負担が大きい場合があると伺っております。

また、その過程で保護者の思いに十分に寄り添えていないと受け取られましたことは、しっかりと受け止める必要性があると考えております。

今後も教育委員会とも協力し、現在の支援学級、支援学校、通級指導教室などの実情を丁寧に説明し、就学相談の必要性を理解していただけるよう努めてまいります。

また、５歳児健康診査については、就学相談の前年度に実施するため、早い段階から進路説明会や就学相談の情報提供を行う機会であると捉えております。健診の場面で保護者ニーズを適切に把握し、保護者の同意を得た上で、教育委員会への早期相談につながるよう対応していきたいと考えております。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

５歳児健診について、こども家庭応援部より御答弁を頂きました。

では、今後、この５歳児健診は、就学相談の入り口として早期から関わることができる貴重な機会になると思われますが、教育委員会としてはどのように活用していくのか、見解をお伺いいたします。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

５歳児健診につきましては、就学時に支援が必要な子供たちを早い段階で把握し、支援につなげるきっかけとなると考えてございます。

また、保護者の方が子供の様子に気づくきっかけとなって、円滑な就学につなげることが期待できるものと認識してございます。

さらに、健診の際には、保護者の方々との相談会や進路説明会、就学相談の御案内、入学後の学校生活や学びの場などに関する情報提供を行い、切れ目のない支援を行えるよう、他の機関と連携を進めてまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

就学相談は、就学先の判断だけでなく、例えば、学童の利用や放課後などデイサービスなどの活用など、就学後の生活にも直結する重要な流れです。しかし、現状では、就学相談の結果や支援の必要性が、子育て支援課での学童の利用調整などに十分に連動していないのではないかという懸念、また、相談結果を保護者自身が複数の窓口に伝えなければならない場面があるのではないかという不安が保護者から寄せられています。

支援が必要なお子さんほど、就学前の初動支援が遅れれば、入学後の環境調整や学童利用の調整にも影響が出てしまいます。就学相談の結果が、教育委員会だけでなく、子育て支援課の持つ学童や放課後等デイサービスの調整にも適切に共有される仕組みが必要ではないかと考えます。

本市として、就学相談の結果や支援情報を関係部署と連動させ、入学後の支援や学童利用につながる初動支援体制をどのように強化していくのか、見解をお示しください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

議員お示しのとおり、支援が必要な子供たちが様々な場で必要な支援を受けられるようにするためには、関係機関の連携が非常に重要であると受け止めてございます。

学童や放課後等デイサービスについて、保護者の方から御相談があった際には、情

報提供を行うとともに、利用に関する詳細や手続については関係各課へつないでいるというところでございます。

また、就学相談の結果や支援情報につきましては、必要に応じて、保護者の方の同意を得た上で、関係各課と共有してございます。

さらに、就学後の様々な支援機関の相談窓口等を進路説明会や就学相談のチラシに掲載するなど、必要な情報が保護者の皆様に届くよう取り組んでまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

様々に見解等をお示しいただきました。最後に、まとめとして要望を申し上げます。

地域の学校に通うことは、本来当たり前のことであり、そのための環境を整えることこそが就学支援の役割だと考えています。しかし、これまでの事例や保護者の声を通じて、その当たり前が迷いや悩みにつながってしまう場面があることが見えてきました。

就学前の６年間はあっという間で、前年度の就学相談会だけでは十分に備えられない場合があります。本来はもっと早い段階から、相談、情報提供、就学相談、支援が一本の流れとしてつながり、保護者が迷わず相談できる体制が必要です。

丁寧に対応されている一方で、今回の事例では、こども家庭課と教育委員会との連携が十分でなく、必要な支援につながるまでに保護者が労力と時間を要した場面がありました。健診、発達相談はこども家庭課、就学相談は教育委員会と、情報が複数の機関に分散しているため、連携が十分でないと入学後の環境調整にも影響が出てしまいます。

窓口が多いほうがどこからでもつながるという考え方もありますが、保護者の立場から見れば、どこに相談すればよいのか分からず、迷いが生じることもあります。本来求められるのは一本化された入り口であり、そこから各担当部署が連携して支援が行われる仕組みです。

他市では、保護者がオンラインで直接申請でき、その後、教育委員会が保護者の同意を得た上で、園所や医療機関に必要な情報を共有できる体制が確立されています。担当課が異なっていても、同意を得ることで情報が確実につながり、保護者は窓口が１つで済むように工夫をされています。

茨木市では、発達相談、就学相談、入学後の相談を一体的に扱う相談センター型の仕組みが整備されており、就学支援の流れが途切れない構造となっています。

本市でも、まず就学相談期間に関係部署が１か所に集まる臨時の合同窓口を設置し、保護者が迷わず相談できる環境を整えることが現実的な第一歩だと考えます。その運用を通じて、健診、療育、就学の情報をつなげられる就学支援の入り口の一本化の方向性を検討していただくよう要望して、この質問は終わります。

次に、２点目の学童保育の安全・支援体制の強化について再質問をさせていただきます。

国の運営指針では、危険箇所の把握、避難経路の確認、支援員の初動対応の標準化、学校との連携が求められています。学童は、学校ごとに建屋の構造や周辺環境が異なり、階段の踊り場や建屋の死角、プレハブ周辺の段差、遊具周辺の転倒リスクなど、支援員が共通認識として把握すべき危険箇所は多岐にわたります。

また、学童は学校敷地内で運営されている以上、学校の危機管理マニュアルと避難動線を連動させることが不可欠です。

そこでお伺いします。本市として、１つ、建屋別の危険箇所の整理、２つ、避難動線の整備、３つ、学校の危機管理マニュアルとの連動をどのように進めているのか、お答えを下さい。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

チビッコホームは、建物の構造や設置場所によって危険箇所がそれぞれ異なります。そのため、支援員は、児童が安全、安心に過ごせる環境を整えることを第一に考え、日頃から、子育て支援課で作成した危機管理マニュアルに基づき、危険箇所や避難経路上に障害物がないかなど、避難動線の確認を行うとともに、支援員同士で情報を共有しております。

しかしながら、各ホームで作成したチェックリストにつきましては、子育て支援課で把握できていない状況にございます。このため、小学校の危機管理マニュアルとの連動についても十分に対応はできておりません。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

プレハブは建築基準法の基準を満たしておられますが、揺れや温度変化、音の響きなど、構造上の特性があります。子供が長時間過ごす環境として、こうした特性を踏まえて確認しておくことが必要だと考えています。

そこでお伺いします。１つ、プレハブの安全性評価は、誰が、何を根拠に、どのような点検項目で実施しているのか。

２つ、老朽化の状況はどのように把握しているのか。

３つ、学校内スペースへの移行に向けた教育委員会との協議状況はどうなっているのか。

近年、支援学級の設置が増え、学校内の余裕教室が減少してきていると聞いています。しかし、児童数の推移を踏まえた学校内スペースの再整理、特別教室の利用状況の確認、教育委員会との協議の仕組みづくりなど、移行に向けた検討は可能であると考えます。

こども家庭庁は、学校内スペースの活用を進める方向性を示しています。国はこの方向性を示しておりますが、本市としてはどのような体制を整え、どのように進めていくのか、見解をお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

現在、本市には、小学校敷地内にプレハブ形態のチビッコホームが13か所ございます。その安全性評価につきましては、建築基準法第12条に基づき、公共施設マネジメント課において、市有建築物定期点検として、各小学校敷地内にあるプレハブの学童施設を含めた点検を実施しております。

点検は３年度に１回の周期で行っております。また、点検区分といたしましては、敷地、地盤、外壁関係、屋上、屋根、建物内部、避難施設等の区分ごとに、ＡからＤまでの判定を行い、劣化や損傷の有無を確認しております。

次に、学校内のスペースの活用ですが、現段階では教育委員会と小学校内の余裕スペースへの移行に向けた具体的な協議は行っておりません。学校内スペースへの移行や建屋の更新につきましては、岸和田市公共施設等総合管理計画において、今後の利用状況や老朽化の状況を見据えながら、将来的には学校の余裕教室への移設を検討することとしております。

本市における現状の課題は、待機児童の

問題です。そのため、小学校内の余裕スペースを活用し、待機児童の解消に向けた体制づくりが必要と考えておりまして、今後、教育委員会をはじめとする関係機関の御協力を頂きながら進めてまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

ありがとうございます。学童においては本当に量と質、両方ともが大切だと思っております。

災害時は、数分の遅れが児童の安全に直結します。どこにいるのか、誰が迎えに来たのか、支援が必要な児童がどのような状況かを即座に把握できなければ、初動対応に支障が生じます。そのため、児童の所在を即時に把握し、児童の基本情報、入退室の記録、支援児童の個別情報を１つの仕組みで管理をする一元管理が重要です。

そこでお伺いします。現在、入退室管理や児童情報、保護者連絡の方法はどのような体制になっているのでしょうか。現状をお示しください。

学校では、ＡＩドリルやオンライン教材の活用が進み、ＩＣＴ環境が学びの基盤となっています。一方で、学童では、プレハブや余裕教室を活用するホームもあり、学校のＷｉ－Ｆｉが十分に届かない場所があると伺っています。また、端末や備品の整備が不十分なホームもあり、児童情報や支援内容の確認が紙資料中心となることで、必要な情報を探しながら対応せざるを得ず、支援員の業務が煩雑になりやすい状況があります。さらに、保護者連絡では支援員の個人携帯に依存する場面が残っており、個人情報管理の面でも課題が生じる可能性があります。

こうした状況を踏まえますと、学童にもＩＣＴ環境を整えることで、児童の学びの継続性や保護者の負担軽減、支援員の業務負担の軽減につながると考えます。

そこでお伺いをします。本市として、１つ、学童のＩＣＴ環境は現在どのような状況か。

２つ目、プレハブや余裕教室でＷｉ－Ｆｉが届きにくい状況をどう認識されているのか。

３点目、紙資料中心の運用では、情報の保管や取扱いに伴うリスクが生じ得ますが、こうした個人情報の管理面について、本市はどのように認識しているのか。

４点目、個人端末に依存しない連絡体制の整備をどう考えているのか。現状をお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

入退室管理につきましては、連絡帳及び出席簿により管理しております。

次に、児童情報につきましては、児童の情報が記載されました児童シートのほか、日常生活でできる項目、健康状態、あゆみファイルなどの児童調査票の写し、食物アレルギーに関する情報などを現場の支援員が共有しております。また、児童に関する個人情報の管理につきましては、市の情報セキュリティポリシーに基づき、鍵つきロッカーに保管しております。

日常の保護者への連絡方法につきましては、連絡帳やホーム専用電話により連絡を取っています。また、緊急時には、メールサービス及び今年度から導入いたしました岸和田市公式アカウントからのＬＩＮＥを活用し、保護者や支援員へは一斉配信による通知を行っております。

ただし、災害時にホーム専用電話が使用できなくなった場合には、現状では支援員個人の携帯電話が連絡手段となっておりま

す。

現在のチビッコホームのＩＣＴ環境につきましては、Ｗｉ－Ｆｉが設置されていないホームが５か所ございます。また、パソコンやタブレットなどの端末及び備品につきましては、現時点では設置できておりません。

なお、ＡＩドリルなどのデジタル教材を使用する際にＷｉ－Ｆｉが設置されていないホームにつきましては、通信環境のよいホームへ移動していただいております。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

就学前に保護者の方から御相談を受けることがあります。お子さんが支援を必要とする場合、地元の学校にある支援学級に通えるのかどうかという不安や、保護者が働いている場合には、学校に入ると預け先がなくなるのではないかという心配、さらに、支援が必要でも学童を申し込むことができるのかといった声が届けられています。

そこで確認をさせてください。本市として、１点目、支援児童の受入れ判断は、誰がどのような情報を基に行っているのか。

２点目、支援が必要な児童でも学童を申し込めるのか、その判断基準はどうなっているのか。

３点目、補助員配置の基準や判断はどのようになっているのか。

４点目、学校との支援情報の共有はどのような体制で行われているのか。現状をお示しください。

伴わせてお伺いします。こども家庭庁の運営指針では、児童ごとの特性に応じた安全配慮や災害時の個別対応の事前整理が求められています。国はこの方向性を示していますが、本市としてはどのような体制を整え、どのように進めていくのか、本市の見解をお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

校区にお住まいの児童であれば、学童保育の申込みは可能であります。また、支援が必要な児童への補助員の加配につきましては、子育て支援課において判断を行っております。

次に、補助員の配置までの流れにつきましては、年度によって多少前後いたしますが、12月頃から次年度利用の一斉受付を開始しております。その受付におきまして、新年度から学童保育の利用を予定している児童のうち、あゆみファイルを有する配慮の必要な児童のリストを作成し、人権教育課が作成しております就学支援等に関する委員会の申請者一覧表と照合し、子育て支援課で定めている判定指針に基づき、当該児童に補助員を配置しております。

また、年度途中でも支援員から再判定の要請があった場合には、子育て支援課の職員がホームを訪問し、判定を行っております。

先ほども答弁いたしましたが、現場の支援員には児童の情報が記載された児童シートのほか、日常生活でできる項目、健康状態、あゆみファイルなどの児童調査票の写し、食物アレルギーに関する情報等を共有しております。また、小学校との支援情報の共有につきましては、児童の支援状況に応じて個別に対応している状況です。

次に、個別避難計画に相当する体制につきましては、連絡帳や保護者からの聞き取りを通じて、児童の特性や配慮すべき点を把握しております。現場の支援員だけでは対応が難しい場合には、子育て支援課の職員も同席の上、三者面談を実施するなど、事前に児童の特性に応じた対応ができるよ

うに取り組んでおります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

支援児童への対応について御答弁を頂きました。学童では、全ての児童について入所前に児童調査票を提出していただき、支援員の方々がその情報を基に丁寧に対応してくださっていると理解をしています。

その上で、国が示す学童での個別対応の方向性を踏まえると、支援が必要な児童については、調査票の記載事項をより具体的に整理していただくことが、災害時や日常の安全確保に直結すると考えます。こうした視点は、学童保育の危機管理マニュアルの見直しにも応用できると感じています。

国が示す学童での個別対応を鑑み、学童の危機管理マニュアルの中でどのように位置づけるのか、検討を進めていただきますよう、この点は提案をしておきます。

こうした個別対応の在り方も含め、学童の安全体制全体を支える基盤が危機管理マニュアルです。そこで次に、危機管理マニュアルと避難訓練についてお伺いをします。

これまで学童保育の避難訓練や危機管理マニュアルの現状について確認してきました。現状の体制では、災害時に児童の安全を確保する上で改善すべき点が多いと考えています。

そこでお伺いをします。令和６年度から改定できていない危機管理マニュアルや、全ホームで実施できていない避難訓練について、本市は、いつまでに、どのような改善策で取り組むのかお聞かせください。伴わせて、支援員への研修、小学校との連携、備蓄品の保管など、安全運営に必要な体制整備について、本市の考えをお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

まず、子育て支援課が作成する危機管理マニュアルの改定につきましては、災害情報など現状に即した内容へ全体的に見直すとともに、従来からある文言や曖昧な表現をより分かりやすく具体的な表現に改めます。

また、避難訓練につきましても、チビッコホームの建物の構造に応じた定期的な訓練の実施を徹底するとともに、危険箇所の情報については、現場の支援員から子育て支援課へ集約し、チェックリスト等により相互に確認できる体制づくりを進めますとともに、危機管理マニュアルの改定及び全ホームの避難訓練の実施については、今年度中に取り組んでまいります。

次に、職員研修については、防災、防犯、食物アレルギーなどの研修を引き続き実施するとともに、小学校の危機管理マニュアルとの整合性についても、関係機関の御協力を頂きながら取り組んでまいります。

最後に、災害時の備蓄品につきましては、日常提供しているおやつを除き、飲料水などの備蓄品の保管についても検討してまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

では、学童ホームの入退室の管理や保護者との連絡方法、ネット環境などの現状について確認してきました。こども家庭庁のパッケージ2026では、児童情報の一元管理、入退室管理の電子化、災害時の即時確認体制など、取り組むべき事項が示されています。国はこれらを進めるとしていますが、本市としてはどのような体制を整え、どのように進めていくのか、本市の方針をお示しください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

現在のチビッコホームの入退室管理や連絡方法などの体制については、十分でないと認識をいたしております。また、こども家庭庁から示されています放課後児童対策パッケージ2026においても、ＩＣＴ化の推進は重要であると示されております。

本市といたしましては、ＩＣＴ化を進めることにより、現場の支援員が行っている管理日誌の作成、児童の出席確認、保護者への連絡など、日々の業務の負担軽減につながるものと考えております。また、支援員の出退勤管理や子育て支援課との連絡手段が充実することで、業務の効率化も図られます。

以上のことを踏まえまして、ＩＣＴ化に向けましては、ネット環境の整備や、パソコン、タブレット等の通信機器に係る予算の確保、さらには個人情報の取扱いなど、整理すべき課題はございますが、早期実現に向けて取り組んでまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番　南加代子議員

それぞれに御答弁いただきました。

最後に要望を申します。本市からは、危機管理マニュアルの改定、避難訓練の徹底、危険箇所の整備、ＩＣＴ環境の整備、児童情報の共有、学校との連携強化など、改善に向けた方向性が示され、心強く受け止めています。

また、待機児童の解消は重要な課題であると認識していますが、その検討と伴わせて、災害時の安全確保や支援体制の観点からも、学校内スペースの整理や教育委員会との協議を進めていただきたいと考えます。

児童の安全を守るためには、学童保育の所管や指揮系統、情報連携を、災害時だけでなく日常の生活場面でも、学校の安全管理の考え方と一体で整えていくことが自然であると考えます。

国の合同通知でも、学校施設を活用する学童は校長と連携すること、避難行動は学校の危機管理マニュアルと整合させることが求められています。また、こども家庭庁のパッケージ2026では、児童情報の一元管理、入退室管理の電子化、災害時の即時確認体制、学校内スペースの活用が示されています。こうした国の方針を踏まえると、学童が学校の安全管理の流れと一体で運営される体制づくりを進めることが、児童の安全確保に直結すると考えます。

今回示された改善が着実に進み、そして、より安全で安心できる学童保育の体制が整うことを願い、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

暫時休憩します。

午後２時05分休憩

午後２時30分再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、殿本議員。

（10番　殿本マリ子議員登壇）

○10番　殿本マリ子議員

にじの会の殿本マリ子です。議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者各位におかれましては、私の質問の趣旨をお酌み取りいただき、簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。議員各位におかれましては、いましばらく御静聴賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、今回も２問質問させていただきます。まず初めに多文化共生の取組について、そして、２問目は防災協定締結後の協議について。

それでは、まず初めに、多文化共生の取組について、市民健康部にお伺いいたします。

先日、埼玉県川口市で多文化共生の取組について視察に行ってまいりました。川口市は、外国籍の方の人口が総人口の約8.8%、令和８年１月１日現在、を示しています。外国籍の方が多く住まわれている自治体として知られ、多文化共生の取組における先進都市として紹介されていました。なぜ川口市に外国籍の方が増え続けているのかは、東京都に隣接して、交通網も便利で、家賃が安くて住みやすく、既に多くの外国籍の方が住んでいて、いろいろな情報が伝わりやすいというからだそうです。

このように外国籍の方が多く住むようになったのは、団地に住んでいた団塊の世代の方々が高齢化とともに住まなくなり、空き家が増加し、外国籍の方の入居者が増加したとお聞きしました。

そこで、以前も、令和元年９月議会に私が多文化共生について一般質問をしました。それからこの７年間で本市においても外国籍の方をたくさん見かけるようになりました。

会社が人手不足のためにたくさん外国籍の方を雇用しないと仕事ができないとのことを会社からお聞きしました。今、いろんな職種で外国籍の方が会社を支えているとも言えるでしょう。

調べたところ、本市では令和７年度現在、外国籍の方の人口は5075人で、総人口18万5149人の2.7％で、世帯数では4.4％となっています。３年前と比べると、人口、世帯数ともに約1.8倍に増加しているようです。また、国籍につきましても、ベトナムを筆頭に、全部で57か国もの外国籍の方が本市に在住し、外国籍化が進んでいます。そこで、本市においても年々増えている外国籍の方への対応はどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

まずお聞きしたいのは、多言語による対応と情報提供です。多文化共生の際に、まず第一に障壁となるのが言葉の問題です。日本語の能力が十分でない外国籍の方たちと十分にコミュニケーションを取ることができ、必要な情報を提供することが必要です。

そこで質問です。市役所の窓口などの行政サービスでの多言語対応はどうされていますか。また、外国籍の方に対しての日本での生活ガイド、または本市での生活ガイドがあれば教えてください。

次に、防災協定締結後の協議について、危機管理部にお伺いいたします。

令和８年７月28日、16時27分頃、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。また、最近では千葉県でも豪雨災害が発生しました。熊本県、

千葉県で多くの方々が亡くなられたことにお悔やみ申し上げます。今なお避難所に退避されている方々が苦しい生活を余儀なくされていることに胸が痛みます。

本市も八代市に、令和８年８月１日に現地に危機管理部からお２人の方々が支援物資を届けていただきました。しかし、支援はまだまだこれからです。私たち一人一人ができることを長期にわたり支援していかなければならないと思います。

では、質問に入ります。まずは、本市が防災協定を結んでいる団体の数を教えてください。

そしてまた、今年の６月30日の総務常任委員会で京西議員の質問にもありましたが、協定後の協議や活動をどうされているのかお聞きします。全てではなく、二、三の団体を取り上げて教えてください。

壇上からは以上です。あとは自席にて質問させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

御質問の１について、多文化共生の観点から市内に在住の外国籍の方への対応について、市民健康部から御答弁を申し上げます。

行政窓口での多言語対応につきましては、今年度にタブレット端末を利用したオンライン通訳サービスを導入し、市民課、健康保険課、その他の窓口部署で利用できるよう体制を整え、外国籍の方々と円滑に対応できるよう活用しております。

また、外国籍の方向け生活ガイドにつきましては、専門の総合ガイドのようなものはございませんが、本市ホームページが主な言語に翻訳表示できるようになっておりますので、こちらで御対応いただけると考えております。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の２、防災協定締結後の協議について御答弁申し上げます。

まず、現在締結している防災に特化している協定につきましては、おおむね90件ございます。

また、協定締結後につきましては、協定の内容に応じて、平時から協議や訓練等を行っております。例えば、無人航空機による協力に関する協定では、協定関係者による懇談会を開催し、災害時のドローンの活用等について意見交換を行っております。

また、藤浪倉庫株式会社及び大阪府トラック協会泉州支部とは、物資の集積、輸送に関する協定に基づき、災害対策本部の運営訓練や物資輸送訓練等への参加を通じ、災害時の対応について確認しております。

さらに、岸和田市社会福祉協議会とは、災害ボランティアセンターの設置、運営について、災害ボランティアネットワーク会議への参加や訓練等を通じ、平時から連携を図っております。

今後も、こうした平時からの協議や訓練等を継続し、協定の実効性の確保に努めてまいります。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

それぞれの御答弁ありがとうございました。それでは、市民健康部に再質問させていただきます。

行政窓口でのオンライン通訳サービスの導入や市政情報のポータルサイトである市のホームページが主な言語に対応しているとのことですが、ある意味、当然のことだと思います。

情報提供については、日本人向けの情報を単に翻訳するだけではなく、日本語に不慣れな外国籍の方にも分かりやすいやさしい日本語による文章作成に心がけていただけたらと思います。

ごみの分け方、出し方など、地域のルールや防災マップなどの危機管理情報など、ほかにも外国籍の方向けの多言語対応、やさしい日本語対応をぜひお願いしたいと思います。

続けてお聞きしたいのは、外国籍の方と地域住民とのコミュニケーションの問題です。日本語が理解できないことや情報が正確に伝わらないことなどにより、地域では生活ルールやマナーなどの誤解やトラブルが生じることもあるかと思います。私自身、市民から外国籍の方のごみ出し方などに関するいろいろなトラブルについてお聞きする機会が増えたと感じています。

ある地域の方からお聞きした話ですが、外国籍の方々が集まって大きな声で話されたり、カラオケをしたりということで騒音トラブルがあったらしいです。その場合の対応は、やはり雇い主である方が責任を持って指導すべきではないかとのことで、会社の方から従業員の方にルールやマナーについて説明していただいたそうです。

会社の寮があるなどの理由から、外国籍の方が一部の地域に集まって住まわれている場合もあると思われますが、市としてもこれらの方がどこの会社に働きに行き、そこの責任者が誰かを把握することはできないでしょうか。

窓口となる方や勤め先を把握し、各地域の町会長に連絡できれば、いろんな相談にも対応していただけるのではないかと考えます。そうすれば、外国籍の方と地域住民とのコミュニケーションがより円滑に図ることができるかもしれないと考えますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

外国籍の方々と地域住民との連携につきましては、町会や自治会単位で地域の実情や現状を把握し、一部交流や挨拶など、御近所付き合いをされている地域があることは承知しておりますが、市としてそれら全ての情報を一元的に把握してはございません。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

御答弁ありがとうございます。

市内在住の外国籍の方々の勤務先企業まで把握することは難しいことは理解いたします。一方で、現在、市内の各地域では、どこも自治会に入る方々が減っています。今後、企業で働いている外国籍の方が各地域により多く住むようになってくると思います。企業自体が自治会に入り、彼らと地域とのコミュニケーションが取れるように努力をしてもらいたいですが、市としてはそのようなことはできますか。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

企業や会社、事業所自体が町会、自治会に入り、従業員である外国籍の方たちと地域がコミュニケーションが取れるように努力をとの御質問ですが、町会に入会されている企業や事業所さんは数多く存在しており、地域活動に尽力していただいておりますので、企業のほうから従業員の方に対し、町会加入、自治会活動への参加を促していただくことは、外国籍の方に限らず有益なことと考えてございます。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

御答弁ありがとうございます。外国籍の方も日本人も共に安心して地域で暮らせる多文化共生社会は、行政だけで実現できるものではありませんので、ぜひ企業や会社の方々にも御理解、御協力いただけるよう啓発していただければと思います。

企業以外にも、地域では日本語が上手に話せ、日本の文化や地域のことを十分に御理解いただいている外国籍の方がおられれば、地域に住んでいる同じ国の方々の強い味方になってくれるのではないでしょうか。言わばリーダー的な存在の外国籍の方、そういう方々をリーダーとしてボランティア登録することはできないでしょうか。地域における外国籍の方のコミュニティーの状況把握にもつながりますので、そうしたキーパーソンを通したコミュニケーションの促進、支援が有効ではないでしょうか。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

日本語が堪能で地域の状況を十分に理解していただいている外国籍の方がおられましたら、市への登録制度までは御負担が大きいかと思われますが、町会や近隣住民とのパイプ役として、あるいは外国籍の方が地域で市民生活を送る上でのリーダー役として御活躍いただけることが期待できますので、そのような方を把握することは非常に重要であると考えてございます。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

御答弁ありがとうございます。登録までは難しくとも、そうしたキーパーソンを見つけ、連携することで、外国籍の方と地域住民とのコミュニケーションがより円滑に進むよう、橋渡しとなっていただける人材の発掘に努めていただきたいと思います。

最後に、市長に質問させていただきます。今いろいろと御答弁いただきましたが、本市でも年々、外国籍の方の住民が増加し続けております。様々な国籍の方々が地域で暮らしております。岸和田市としても、これからは外国籍の方をお客さんとして支援の対象とするのではなく、外国籍の方の住民の皆さんの多様性をまちづくりの新たな人的資源として掘り起こし、外国籍の方の住民も地域の担い手になっていただくような多文化共生推進の観点がより必要になってくると思います。この点について、市長のお考えをお聞かせください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

外国の方も日本の方も、同じ地域で暮らす市民として、互いの文化、そして価値観を尊重しながら、共に地域を支えていくことが大切だと考えております。それぞれの経験や能力を生かしながら、地域の一員として活躍していただける環境づくりを進めていくことで、誰もが暮らしやすく、そして活躍できるまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

市長、御答弁ありがとうございます。これからより一層、外国籍の方々との共生が必要となってきます。仕事や教育においても、今までの在り方とは変わってくると思います。その年度年度に応じて、市全体もそうですが、地域地域の様子を見ていただき、これからの岸和田をより一層、外国の方との共生において、すばらしいまちに引っ張っていっていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

次に、危機管理部に再質問いたします。

先ほどの御答弁ありがとうございました。多くの団体と協定を結んでいることがよく分かりました。平時から協定関係者と協議や訓練などを通じて連携を図っていると御答弁いただきました。しかし、また、協定を増やすことより、災害時に本当に動いてくれることが大事であります。

ある団体の古いところで、昭和59年、1984年、42年前に協定を結んでいます。その次に古いといえば平成17年、2005年、21年前です。このように、かなり以前に締結していますと、例えば企業などでしたら担当者が代わりますし、施設であれば状況が変わります。また、連絡先が現代も有効かどうか、また、協定内容に問題がないかなど、見直したことがありますか。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員御指摘のとおり、協定締結後の時間の経過に伴い、担当者や連絡先、事業者の体制等が変わることから、協定の実効性を確保することが重要と認識しております。

本市では、ライフライン業者など防災関係機関とは定期的に協議や訓練を行い、その他の協定先につきましても、定期的に連絡先の確認を行っており、協定の内容に応じて協議も行っております。

今後も、連絡体制だけでなく、協定内容や支援体制についても点検、確認し、実効性の確保に努めてまいります。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

御答弁ありがとうございます。連絡体制だけでなく、協定内容、支援体制についても点検、確認していることがよく分かりました。私の見解を申すのはなんですけども、やはり古い締結日だけを示すのではなく、再締結していくことで協定の確認もできるのではないでしょうか。

それでは次に、災害発生時に実際に協定先へ連絡する担当者や連絡方法、物資や施設の提供方法など、具体的な発動手段までの準備はなされていますか。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時に協定先へ連絡する担当者や連絡手段につきましては、災害時に協定を円滑に発動できるよう、協定ごとに市の担当部局を定め、連絡方法や要請方法、要請時に伝達する事項などを整理しております。

また、協定の内容に応じて、物資の提供などに必要となる事項を整理し、災害時に迅速に対応できる体制を整えております。

今後も、担当者や連絡先、協定内容等について定期的に確認し、災害時に協定が確実に機能するよう、引き続き実効性の確保に努めてまいります。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

御答弁ありがとうございます。協定の内容に応じて、物資の提供などに必要となる事項について整理し、災害時に迅速に対応できる体制を整えると御答弁いただきました。

そして次に、災害が発生して、その状況を確認し、協定を結んでいる同じような業者などを担当別に割り振りをしておかないと混乱を招きます。例えば、医療担当、食料担当、避難所担当、トイレ担当など、まず生活に重要なところだけでも連絡をすぐにできるようにしておかなければならないと思います。協定先はいろいろな職種があ

りますが、その職種などをお示しください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

協定先の職種につきましては、食料品や飲料水などの物資供給、物資の集積、輸送、避難所や施設の提供、情報通信、救援、救助、応急復旧、被災者支援など、様々な分野の団体と協定を締結しております。これらの協定につきましては、内容ごとに分野を整理するとともに、それぞれ市の担当部局を定め、要請方法や連絡先等と併せて管理しております。

災害時には、発生した事象や必要となる支援に応じて、担当部局が協定先へ迅速に要請できる体制としております。

今後も、こうした管理体制を適切に維持し、定期的な確認、見直しを行うことで災害時の円滑な協定発動につなげてまいります。

○友永修議長

殿本議員。

○10番　殿本マリ子議員

管理体制を適切に維持し、定期的な確認、見直しを行っていただけるとのこと、災害時の円滑な協定発動をよろしくお願いいたします。

最後に、要望です。私の要望ですが、協定を締結している事業者や団体と実際の災害を想定した合同訓練などは難しいと思いますが、災害が起こったときのシミュレーションをつくり、協定していただいている会社や各種団体にすぐ発動していただけるようお示しするのも１つの方法だと思います。

岸和田は海から山まで広く、その地域に応じて災害救助が変わってきます。例えば、災害時における水、食料、燃料などの供給に関する協定などでは、地域によって人口も違ってくるので、どこにどれだけの物資を届けたらよいかなどの説明があれば、そのときに慌てずに対応できると思います。どこの会社がどこの地域というふうに分けておくこともスムーズに活動が進むことの１つだと思います。

最後に、災害はいつ発生するか分かりません。そのため、行政による公助だけでなく、私たち市民一人一人が日頃から災害への備えを進めることが重要であると考えております。

９月１日は、もうすぐですよね、９月１日は防災の日です。いま一度、私たち自身も、特に自宅の耐震化や水、携帯トイレなどの備蓄については、各家庭でできる備えとして取り組んでいきたいと思います。公助には限界があることから、自助の力を高めていくことも大切です。

また、今回、多くの団体や事業者が本市と協定を締結し、災害時の支援に御協力いただいていることに改めて感謝申し上げます。私たち自身も、災害によって被害を受けている地域に対し、それぞれができる支援を継続していくことが大切と考えております。

以上で私からの質問は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

次に、高比良議員。

（５番　高比良正明議員登壇）

○５番　高比良正明議員

それでは、１番、ペット同伴防災訓練など、防災対策についてから質問を始めます。

６月議会では、ペットと同じ部屋に避難をする同室避難について、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方への配慮をしつつ、可能な施設の拡充について検討を進めるとの答弁でした。

同室避難は、横浜市、東京都墨田区、愛

知県犬山市などでも行われていますが、本市が施設数などでは先進例となっています。とはいえ、実践面では不足があるとも感じており、訓練を行うとの答弁もありましたが、その際は、持ち運びのため、ペットがクレートに入ってくれるよう、ふだんからの練習が必要なことなど、市民としての準備にも言及をして周知を図っていただけるでしょうか。

２番、自治基本条例改定について。

本件も前回の一般質問に引き続き、市の方向性について質問します。

本市の自治基本条例については、2000年の地方分権一括法の施行を受けて2004年に策定され、2005年８月１日施行されています。施行より21年を迎えますが、自主的改正はされておりません。

人口減少が続き、本市を取り巻く社会状況が変化している中で、自治基本条例の見直しがされないままでよいのか質問したところ、法令の改正等で２度改正は行われ、５年を超えない期間ごとに自治基本条例推進委員会が開催されているとの答弁であったものの、委員会での議論による改正は行われておりません。

一方、現在、議会では自治基本条例９条２項に基づき、2011年に定められた議会基本条例について、私の提案で15年ぶりに検証を進めていると言いたいところですが、他市条例を参考に提示し、15年前の審議内容は全く分からないので、市民に公開して、全議員で取り組むべきであるとする私を排除して、京西委員、宇野座長らは何の資料も用意をしないまま、思いつきと、それが市民にばれないようにか、審議内容の隠蔽を、会議を途中で中止させてまで遂行し、隠蔽には、にじの会、共産、未来以外のほかの議員も同調して、できるだけ何もしないで会議を終結させたいと画策しています。

自治基本条例改定ではこのような妨害工作を議員は取れませんから、他市事例を参考に検証を進めるべきではないでしょうか。

次に、宣言について質問します。

本市では、2019年にきしわだプラスチックごみゼロ宣言を行っていますが、宣言自体に法的義務や強制力がないため、具体的な数値目標や実効策が伴っていなくてもよい宣言となっております。これについて、どのような取組を行っているでしょうか。

さらに、1983年３月14日、議会発議による核兵器廃絶・平和都市宣言についても、それ以降、本市では平和に関して史実に基づき、具体的、有効的な取組や施策を実施できていないように見えます。

原爆や戦争の被害者として日本の惨状を伝えるだけで、第二次大戦の責任追及も検証もなく、朝鮮・ベトナム戦争の流血を金に換えて経済復興し、今もパレスチナで虐殺を続けるイスラエルに抗議すらしないように、戦争の根本的原因である加害者として行ってきた日本の歴史や事実を知らしめることが必要であると考えますが、市の見解を教えてください。

３番、これまで市長が忖度して、祭礼町会の嫌疑を見逃し続けている件を指摘してきましたが、今回は、市とシティセールスの推進協定を結び、市制施行100周年事業の共催などを行う祭礼町会より密接な関係と言えるＫＣＰこと一般社団法人岸和田シティプロモーション推進協議会も同様の嫌疑があることについて質問します。

定款では、祭礼町会が罰則つきで定められた貸借対照表の公開を官報掲載と一般的に定めているところ、ＫＣＰは事務所の見やすい場所に掲示と記載されており、さすがにこれでは一般社団法人法の趣旨に反すると考えたのか、2020年度総会資料として、2019年度財務諸表はホームページに掲載を

されていますが、それ以後のものはないため、本年６月19日に問合せをしましたが、返答はいまだにありません。

2023年５月24日に理事を退任された中岡議員におかれましては、同年５月１日より議員でもありますので、この嫌疑は公人としての彼女にもかかるものですが、これまで政務活動費横領など不祥事を日々積み重ねても説明責任を誰も果たさない維新構成員としての党是を守っておられます。

このような嫌疑がかかる複数の団体が市と密接な関係があり、議員も関係しているとなれば、市が公平で公正な行政を行えているのか市民も不安になりますし、市長が２代続けて全国ニュースとなって辞職させられていることも含め、本市の構造的な問題の１つとも考えられます。

本件も所管事務ではないため、100万円以下の過料が科される大きな問題であっても告発義務はないと答えると予想しています。

告発義務のある本市条例では、2024年度より盛土規制法に替えて廃止をされましたが、2016年の12月の政策決定会議より協議が行われながらも、2017年10月22日、大沢町の土砂崩れによる人災には間に合わず2018年度より施行された土砂埋立て等の規制に関する条例では、２年以下の懲役または100万円以下の罰金の罰則規定がありましたし、同じ罰則はラブホテル建築規制条例で今も定められています。

このように、罰金や科料、過料が課せられている条例について、本市が徴収した事例はあるでしょうか。

４番、市民協議会の市民参加について。

市民協議会には、町会参加に関わらず、市民１人当たり50円の運営補助金が市より支出をされております。昨年より、その補助金分のみならず、会計全体の支出が分かる領収書等を市に提出するよう指摘をしたことで、飲食の領収書が出せなくなったとの声も聞いており、一定の改善効果はあったものと考えます。

しかし、市として行うべきことも具体的に示されていないことから、会議については、町会役員が充て職として参加をしているだけで、会議の開催日も知らされることなく、公開や市民参加がなされていると考えにくい状況にあります。

市民協議会を町会の充て職ではなく、市民が主役となる組織に変えていくために、総会等の会議開催日の事前周知、会議自体の公開、議事録、録音・録画データの公開まで、徹底した情報公開をし、住民の誰もが参加、参画できる地域住民のための協議会へと改善すべきではないでしょうか。

５番、公契約条例制定への進捗状況について。

昨年９月４日、永野元市長による官製談合事件が露見をし、１年がたとうとしています。永野被疑者は現在も大阪拘置所でお過ごしのようですが、報道もなく、私が面会に行っても拒絶をされましたので、談合の詳細はいまだに不明です。

本年３月議会で、公契約条例については、議員提案として上程する予定でしたが、６月議会の政務活動費で市政報告を配布させない条例ですら、その禁止する要件をいまだに示せないままであることが、昨日の幹事長会議の私の質問で露呈をし、議会事務局からも、要件も定かでない条例が施行できるのかとも言われる始末で、条文審査をする能力がないにもかかわらず、高比良の提案には反対したいとの結束力を発揮するであろうと予想できましたので、契約検査課に条例案を示して、策定を求めているものです。

１点目として、条例施行までの時期をお示しください。

２点目、公契約条例の主なポイントとしては、１番、受注した事業者やその下請業者、派遣業者に対し、労働関係法令などを本当に守っているかどうかの報告を義務づけ、市が厳しく確認する、２番、公共事業で起きがちな下請、一人親方、派遣労働者などへのしわ寄せによる不当な労働環境をあぶり出し、防ぐ仕組みになっております。

また、賃金未払いなどの労働基準法違反や、労働組合への妨害や団交拒否など、労働組合法に基づく不当労働行為などが発覚し、地方労働委員会などの是正命令に従わない場合には、契約解除や市発注事業への入札参加資格停止といった厳しい措置が取られます。条例の実効性を担保するため、受注企業に賃金台帳や報告書の提出を義務づけたり、労働者からの違反の申出窓口を設けたりもします。

これらの考えは、以前から紹介している尼崎市の公共調達基本条例において、労働関係法令の遵守に関し、市長等は、必要があると認めるときは、対象受注者に対し、報告または届出の内容について必要な説明を求めることができるとあるほか、事業者に措置を求め、市長に報告をさせ、それが虚偽等であれば公表するとの一連の流れに含まれており、ここが要となる部分であると以前からお伝えをしています。再確認をしますが、本市条例にも同様の内容が取り入れられるということでしょうか。

３点目、杉並区では、公契約条例が適用される契約について、労働報酬下限額として、特定公契約の受注者及び受注関係者が労働者に対して支払わなければならない賃金の下限となる１時間当たりの額を定めています。また、労働報酬下限額を下回っている場合や違法な労働環境がある場合、退職者を含む労働者は市長に直接申し出ることができ、通報権が保障をされます。

事業者が、市に通報した労働者に対して解雇、減給、不利益な配置替えなどの報復措置を行うことも条例で明確に禁止をし、これに違反をした事業者には、市長による是正命令や契約解除が下され、報復が禁止されます。

このように、働く人の生活とやる気を守ることで、手抜き工事やずさんな委託業務を防ぎ、市民へのサービスの質を保つことが可能となります。本市の条例においても同様の労働報酬下限額の制度を採用するのでしょうか。

６番、共同親権に対する支援について。

今年４月、77年ぶりの民法の家族法制の改正により、離婚後、養育費等の請求が裁判所への１回の手続で、財産開示、勤務先状況を提供するように命じる第三者からの情報取得、債権差押命令まで一括して手続できるようになりました。

離婚後に共同親権の選択も可能となりましたが、市町村における業務、手続においても、それぞれ取扱いが変わると思われます。

市町村では、保護者から提出される書類の記録をもって、親権や監護の分掌の運用を把握することにあり、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合において、未成年の子に関する住民票に係る転入、転出等の届出について、転入転出の事実や記載不備がないかとの形式面と、届出人が本人か、代理権限の有無といった実質面のみが確認をされています。

しかし、届出することについて、双方の同意は不要であるため、転居に至った経緯や未成年の子の転居に際し、父母双方で話合いがなされたかまでの確認はされていないと考えますが、どのように運用しているでしょうか。

７番、日本版ＤＢＳ、こども性暴力防止

法施行の準備について。

今年12月25日にこども性暴力防止法が施行されます。本法律が施行されますと、学校や認可保育所など、子供に教育、保育等を提供する事業者に事業者の性犯罪前科の確認、いわゆる犯罪事実確認など、子供への性暴力を防ぐための取組が義務づけられることになると報道されています。

本市教育委員会にも、教員、保育士、幼稚園教諭に対して、性犯罪の有無について確認を行うことが求められることになると思いますが、教育委員会では、法の施行に向けどのような準備を進めているのか、また、子供を対象として、市内民間の事業者に対してはどのように指導されていくのか教えてください。以後、自席から質問します。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の１、ペット同伴防災訓練など、防災対策について御答弁いたします。

ペットとの同室避難を円滑に行うためには、受入れ体制の整備に加え、飼い主の皆様による平時からの備えも重要であると認識しております。

市ホームページ等での周知に加え、クレートに慣らしておくことなど、避難時に必要となる備えについても改めて周知するとともに、関係者と調整しながら年度中の訓練実施に向けて取り組んでまいります。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

御質問の２、自治基本条例改定について御答弁申し上げます。

岸和田市自治基本条例推進委員会では、前回の建議で御意見を頂きました各条項につきまして、市の取組状況を確認するとともに、その他の条項についても委員から意見を頂き、調査、審議してございます。

次期開催の本委員会におきましては、各条項について、他市の事例なども参考に、社会情勢に適合したものかどうかの精査を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

きしわだプラスチックごみゼロ宣言に関する部分についてお答えいたします。

令和元年に、きしわだプラスチックごみゼロ宣言を行っております。市民や事業者の皆様が毎日の生活や活動の中で、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒに取り組み、プラスチックごみ使い捨てから循環へと転換していくことを趣旨としております。

プラスチックごみの削減と循環に向けて、議員提案により実施している使い捨てコンタクトレンズの空きケースの拠点回収、リサイクル、３Ｒふれあいフェアの開催、小型家電回収で収集したプラスチックの再資源化、給水機設置によるマイボトルの普及、リユース品譲渡会やジモティースポット岸和田・貝塚でのプラスチック製品のリユースなど、様々な取組を進めております。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市民健康部に３点御質問いただいております。

まず１点目、御質問の２について、平和推進事業に関しまして御答弁申し上げます。

平和推進に関する取組は、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを広く市

民の皆様に訴えかけ、再認識していただくことを目的に取り組んでまいりました。

これまで巡回平和パネル展や非核平和資料展、平和バス事業、平和映画会など、様々な事業を数十年にわたり継続的に取り組んできたところです。

議員御指摘のようなテーマも含めまして、様々な視点から平和について考えることが重要でございますので、今後も引き続き、平和の尊さを学ぶ機会や場を提供し続けながら、平和の根底にある他者理解の重要性を再確認するとともに、相互に思いやりを持って平和に暮らせる社会の構築に向けて取り組んでまいります。

続きまして、御質問の４、市民協議会について御答弁申し上げます。

市民協議会につきましては、昭和48年に城北地区市民協議会が発足して以降、平成12年までに全小学校区に設置されました。平成17年施行の岸和田市自治基本条例では、地域コミュニティー活動を小学校区で実現するための組織として位置づけられ、市や町会、自治会、その他の組織と連携しながら協力してまちづくりを行う市民に開かれた組織として位置づけられています。

多様な人々や機関に開かれた場であるためには、会議の開催状況や活動内容を周知するなど、あらゆる参画の形態が保証されたものでなければなりません。市としても、自治基本条例の趣旨にのっとり、各地区市民協議会と協力しながら適切な運営、活動が行えるよう協議してまいります。

最後に３点目、御質問の６、共同親権に関しまして、市民健康部に関する内容について御答弁いたします。

このたびの民法改正に関連する国の関係省庁による協議において、父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議の取りまとめた内容によると、「未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等に係る届出については、現行の共同親権である婚姻中の場合であっても、市区町村において転入・転出等の事実や、現にその届出を行っている者の代理権等を確認して、その処理を行っており、その際に、父母双方の同意は求めていない。この取扱いは、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様である」と示されておりますので、本市もそのように運用しております。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

総務部に関わる御質問を２点頂きましたので、まず初めに、御質問の３に関してお答えいたします。

過去５年間で、岸和田市の条例の規程に基づいて、罰金及び科料、そして行政罰である過料を科した事例があるか、庁内各課に照会したところ、事例があったとの報告はございませんでした。

続きまして、御質問の５、公契約条例に関する質問について御答弁いたします。

１点目の条例制定に向けての進捗状況と今後の予定につきましては、現在、他市の事例調査、契約実態調査等を行っているところでございます。今後、条例の骨子案の作成、条例素案の作成、庁内関係課との調整を行った後、パブリックコメントを実施する予定で、令和９年９月議会に提案し、令和10年４月からの施行を目標に進めているところでございます。

２点目の労働関係法令の遵守に関する事項につきましては、御案内いただいております趣旨も含めまして、尼崎市の条例も参考にしながら、契約の相手方に労働関係法令の遵守状況の報告を求めることや、市がこれらの報告に関し必要な説明を求めるこ

となど、検討の中で精査していきたいと考えております。

３点目の杉並区の条例で設定されている、いわゆる賃金条項に関しましては、一定の効果が期待される一方、法的整理や運用面で慎重な検討を要する論点があると認識しております。先行自治体におきましても、賃金条項を設けるものと設けないものがあり、対応が分かれていることから、引き続き調査を進めてまいります。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

教育委員会に日本版ＤＢＳ施行への準備について御質問を頂いておりますので、回答申し上げます。

教育委員会といたしましては、市立学校の設置者といたしまして、法で定める措置を必ず実施しなくてはならないとされておりますので、市立の幼稚園、小学校、中学校及び産業高校、合計54学校園において、大阪府の教育委員会と連携、役割分担をしながら、子供への性暴力の防止に向けて取組を進めていくことになります。

準備の進捗状況でございますが、法の施行に向けて、こども家庭庁から通知等が順次送信されてきておりますので、現在、性犯罪前科の有無を確認する作業で必要となりますＩＤ登録の作業を進めているところでございます。

今月当初には自治体説明会というのがこども家庭庁により実施をされておりますし、同時に、国のほうでも法の施行準備検討委員会というものが開催され、検討が進められております。引き続き、今後も逐次通知等、発出されると聞いておりますので、その内容に基づきまして、着実に準備を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、犯罪事実の確認作業についてでございますが、岸和田市立の小中学校の教諭、彼らは大阪府が給与を負担している職員であるため、岸和田市の教育委員会が実施することはございません。しかしながら、小中学校の教諭以外の子供と接する業務に就いている職種の方々、幼稚園ですとか高校といった本市が給与を負担している教諭等につきましては、これは岸和田市教育委員会が確認作業を実施していくことになりますので、この辺りにつきましては、市教委といたしまして、しっかりと取り組んでまいろうと考えてございます。

次に、市内の民間事業所に対する役割についてでございますが、直接に監督、指導というのを行う立場というよりは、制度の周知や啓発、相談対応であったり、関係機関との連携を通じまして、事業者が適切に制度に対応できるよう支援することが基本であると考えてございます。

また、法令に基づく具体的な指導ですとか監督につきましては、事業の所管省庁であったり都道府県が権限を持つ、そういう機関が担うものであると認識をいたしております。

地域の実情を踏まえまして、民間事業者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関とも連携しながら、子供の安全、安心の確保に取り組んでまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

それでは、防災対策から順次質問をいたします。

まず、ペットの避難についても官民一体での取組と周知を提言しておきます。

次に、避難所における日本語が苦手な外国籍の方への対応について質問をします。高齢者、障害者の避難については、これまでも多くの議員が質問をし、私も2025年８

月26日、失敗万博での避難呼びかけは、津波の到達後で、適切な案内はなく、亡きがらの博覧会を所望しているのであったかの旨、説明をしており、そこでは海外観光客についても触れております。

市内でも日本語が苦手な外国籍の方が避難所に避難されることが想定されます。その際、想定している対応について教えてください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

本市におけます日本語が苦手な外国人への避難所での対応ですが、各避難所に用意しております多言語指さしボードを用いて、最低限の意思疎通を図ることとしております。

この多言語指さしボードに表記しておりますＱＲコードを読み込むことによって、音声翻訳アプリを利用することができ、より詳細な意思疎通をすることも可能となります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

高市維新政権には小野田紀美排外担当大臣がいますが、来ていただく外国人労働者に対しては受入れ基本法すらなく、思いつきと行き当たりばったりの失政が続いている状態です。災害時の外国籍の方への対応については、避難所での通訳だけではなく、平時から地域で防災を担う人材を育成しておくことも重要だと考えます。

外国籍の方にも地域で活躍をしていただくため、本市として外国人の防災リーダーを育成する考えはあるでしょうか。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

外国人の防災リーダーの育成は、多文化共生や地域防災力の向上につながるものと認識しております。本市単独での育成には課題もございますが、大阪府内の自治体で実施されている自主防災リーダー等の研修への参加や活用を検討するとともに、岸和田市国際親善協会など関係団体とも連携について検討してまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

あらゆる市民の防災については、国民の命よりも選民思想を重んじる政府のような失政とならぬよう、課題の克服に努めてください。

次に、近年の災害では避難所におけるプライバシーの確保や避難生活の質の向上が重要な課題となっております。

例えば、７月28日に発生した熊本地震における熊本市中央区の五福公民館では、発災初日からホールに簡易テントを16基設置するとともに、和室に消防団から借りた簡易ベッドに加え、高齢者向けにパイプ椅子を置いたり、段ボール等を活用してスペースを区切るなど、プライバシーを保てるようにしたと聞いております。

また、箕面市では、避難所用テント型パーティションを購入し、完全プライベート型避難所を再現した訓練も実施をしております。このようなプライバシー確保について、本市では現在どの程度の備えがあり、今後どのように充実をさせていくのか教えてください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

本市では、避難所におけるプライバシーの確保など、良好な生活環境を確保するため、段ボールパーティションや簡易ベッド

の備蓄を進めるとともに、民間事業者と協定を締結し、災害時に必要な資機材を調達できる体制を整えております。

今年度も新たにテント型のワンタッチパーティションを1280基と、更衣室、授乳室、洗濯干し場などで活用できるプライベートルームテント128基、簡易ベッド640基を購入し、避難者のプライバシー確保や、床面での避難生活による身体的負担の軽減に活用することとしております。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

災害関連死を防ぐためには、プライバシーだけではなく、トイレ、温かい食事、ベッドを速やかに整えることも重要です。

2016年の熊本地震では、災害関連死が犠牲者全体の８割を超えており、内閣府によると、避難生活の肉体的・精神的負担が原因となったものが一定数あったとのことです。そのことから生まれた教訓として、災害関連死を防ぐ効果があるというＴＫＢ48、発災後48時間以内に、トイレ、キッチン、ベッドを整えることを目指す考え方にのっとり、熊本市は、今年５月に全国で初めて県境を越えた設営訓練に取り組んだが、今回の地震では間に合わなかったとのことです。

避難生活の質が避難先に左右されるこうした状況は、避難所ガチャと指摘をされ、識者は運用を標準化するように国に求めている状態です。今週にも発足をする防災庁は、避難生活の抜本的な環境改善を掲げており、格差解消が課題となっております。

また、海外に目を向けますと、イタリアや台湾では、災害発生時に避難所内にテントが敷き詰められたり、キッチンカーによる食事の提供なども行われていると報道されています。こうした海外の取組も踏まえながら、本市における避難所において格差が発生してしまう避難所ガチャはどれほどの発生可能性があるのでしょうか。また、あるとするならば、それら環境格差をどのように縮小していくのかお答えください。

また、キッチンでは、実際の災害時に炊き出しを行うためには、資機材や食材を備えているだけではなく、平時から地域での炊き出しの訓練を行い、実際に火を使って調理をする経験をしておくことも重要だと考えます。しかし、学校によっては校庭でのキャンプファイアなどもできないように、火気使用について制限があり、これまで継続的に炊き出し訓練を行っていた地域でも、学校長が代わったことなどにより訓練が難しくなったという話もあります。

災害時には学校が避難所となりますが、避難所として開設された場合には、学校施設における火気の使用は可能となるのでしょうか。また、平時に火を使った炊き出し訓練が十分にできない場合、実際の災害時に避難者に不便をかけることなく炊き出し等を行うことができるのでしょうか。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

本市といたしましても、災害関連死を防ぐ観点から、避難所における生活環境の改善は非常に重要であると認識してございます。

ＴＫＢ48について、まず、Ｔのトイレにつきましては、災害用トイレとして大阪府との役割分担の下で備蓄をしておりまして、目標数以上の確保ができている状態です。

次に、Ｋのキッチン、食事につきましては、災害時におけるキッチンカーによる食事提供をする協定を締結したほか、炊き出しに必要となる資機材を備えてございます。また、備蓄食につきましても、水や調理用

の熱源を確保できない状況を想定し、そのまま食べることのできるレトルト食品への一部切替えをしてございます。

また、災害時に円滑に炊き出しを行うためには、平時から地域や関係者が資機材の取扱いや調理、配膳などの手順を確認しておくことが重要であると認識しております。

一方、避難所として学校施設を使用する場合の火気の使用につきましては、災害の状況や施設の安全性等も踏まえ、施設管理者等と調整の上、使用場所につきましても個別に判断することになると考えております。

そのため、火気を使用した訓練が難しい場合も、火を使わない訓練や災害時の食事提供について、キッチンカーや備蓄食なども組み合わせて備えてまいります。

次に、Ｂのベッドにつきましては、段ボールベッドの民間業者とも協定を締結し、災害時に対応するものとしておりますが、簡易ベッドやポップアップ式テントなどを新たに備蓄しており、既存の段ボールパーティションと組み合わせて活用することとしております。

このように、トイレ、キッチン、ベッドを発災後、できるだけ早期に確保するという考え方は、避難所の健康維持や災害関連死の防止という観点から、非常に重要な考え方だと認識しており、本市ではＴＫＢそれぞれについて、備蓄や協定などを組み合わせながら避難生活の環境改善に取り組んでおります。

また、議員お示しのとおり、海外の事例におきましては、国が一定の枠組みを示し、自治体だけでなく、民間団体やボランティア等がそれぞれの役割を担い、避難所の設営、運営、物資の提供等を行う仕組みが整えられている事例もございます。こうした海外の取組につきましても、本市の避難所対策を考える上で参考になるものと考えてございます。

一方で、災害の規模や被害状況、避難者数、避難所の施設状況等により、全ての避難所で48時間以内に同一の環境を整えることは、現時点では難しいものと考えてございます。

そのため、本市としましては、現在の枠組みの中でＴＫＢ48の考え方を参考としつつ、今後も限られた予算や保管場所などを考慮しながら、備蓄を段階的に充実させ、避難所間の環境格差をできる限り縮小してまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

ＴＫＢについて質問を続けますと、段ボールベッドなどの災害関連資材は、災害時には需要が集中をすることで価格が上昇することも考えられます。限られた予算の中では、マットなど比較的費用を抑えられる資機材を組み合わせるなど、様々な方法を検討する必要があると考えます。本市では、こうした費用面も含め、どのように整備を進めていくのでしょうか。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時の避難生活の環境改善には、様々な資機材を組み合わせて対応することが重要と考えております。今後も、必要性や費用対効果、保管場所などを総合的に考慮し、ベッドやマットなど、それぞれの避難者の状況に応じた資機材の確保について検討してまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

避難所の安全について、先ほど被災をし

た八代市の市役所では、避難所、避難先では、性被害や性暴力、ＤＶなどが発生するリスクが高まりますと注意喚起をされており、そこでは、自分を大切にしてくださいなどとあります。しかし、これでは人通りのない暗い道を通ったので、や、肌の露出の多い服装だったので被害に遭った方が悪いとでも言いたげな、社会的な女性をおとしめる人権侵害を行政が行っていることになります。

まして、本市では、避難所を運営することになっている町会長のほとんどが男であり、このような考えを潜在的にでも持っていると考えられ、避難所においても安全が脅かされ、自家用車に自主避難するしかないことも想定されます。

避難所の安全性の担保、また、障害者などでパニックになる人についても、迷惑なのでと車中泊を選ばざるを得ない方々もいることから、熊本市では、熊本市車中泊避難者支援ガイドラインを策定し、熊本競輪場などで避難用の駐車場スペースを事前に指定しており、今回も指定場所の開放を実施しました。40台余りの利用があったようですが、運用に関して収穫もあった反面、課題も発生したようです。

熊本市が作成したガイドラインでは、車中泊避難者の体調の変化に遠隔で対応できるよう専用システムの運用を想定していたが、実装が追いつかず、保健師による健康チェックを進めたとのことです。指定場所以外での車中泊避難を選ぶ被災者も一定数いたと見られ、健康状態などを把握しづらいのが課題であったとのことでした。

本市においても多様な避難形態を想定しておく必要があると考えますが、車中泊避難への対応などについて、ふだんから車社会である本市における取組について伺います。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議員御指摘のとおり、今後の避難所対策におきましては、指定避難所の環境整備だけでなく、在宅避難や車中泊避難など、避難所以外で生活する方への支援も重要であると認識しております。

本市におきましても、今後、避難所の駐車場等を含め、受入れ場所や、避難者の把握、健康管理、トイレ、食料、情報提供などの課題につきまして、関係部局と検討してまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

これまで多くの議員が質問を続けている災害関連の質問ですが、それでもまだ課題はたくさんあると市は認識できたと思います。

訓練が十分なされたと考えていても想定外のことは起こり得ます。例えば、東日本大震災では、アジアの国籍を持つ女性が、家族となっている場合、避難所運営の決定権を地元の年長男性らが握る中、炊き出しなどの家事労働を当然のように割り当てられながらも、十分な配給は得られなかったり、地域に同化を強要され、日本名だけを使い、近隣住民などに本名を伏せていた人が多くいたため、大使館や支援団体が本名で安否確認を行おうとした際、追跡が極めて困難になる事態が生じております。

同様のことは本市でも起こり得ますので、観光客を含め、全ての市民が本市では２次被害に遭わないよう、地域共々心の面からも考え方を新たにしていくよう提言をし、市の方向性の質問に移ります。

2019年７月18日付建議書と、2023年８月７日から2026年ですか、７月29日までの第

５期自治基本条例推進委員会の会議録を見ましたが、発言委員名がなく、他市事例等の比較もされていないし、条例の本筋の議論というよりも愚痴の場のようなものであり、33条に定める「各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討する」に即しているかは疑問が残りました。

条例の意図する検討や、その検証を行うためにも、委員名を記載し、発言者名を明確にし、条文の議論を行うための委員の法的知識等資質を選考時に問うべきではないでしょうか。また、発言のない委員へは積極的に発言を求めるなど、議論の活性化に資する取組を進めるべきではありませんか。そして、無発言が続くようであれば、そういった団体からの推薦はやめるべきではないでしょうか。

○友永修議長

髙井総合政策部長。

○髙井哲也総合政策部長

議員御指摘の他市事例等との比較につきましては、前々回の第４期自治基本条例推進委員会では、他市の改正状況なども把握するため、全国の29市区に自治基本条例の改正状況についてのアンケート調査を実施し、議論に活用いただいておりました。

会議録に関しましては、御指摘のとおり、委員長のみ特記し、記載しておりますが、その他の委員に関しましても発言者が明確になるよう進めてまいります。

また、委員構成につきましては、学識経験者及び公共的団体等の代表者並びに公募市民から構成されており、学識経験者には法的知見を有する有識者も参画いただいております。多様な視点から議論が活性化するよう努めてまいります。

また、会議における議論の活性化は重要であることから、委員が積極的に発言できるよう、会議の運営を工夫してまいります。あわせまして、各団体への推薦依頼時には、積極的な議論をしていただける方を御推薦いただくよう依頼してまいります。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

会議が踊らないのに議案に対して改善が図られるとは考えられず、市の報告に任せている委員会や審議会がいまだに散見されます。私が参加した都市計画審議会を皮切りに、発言者名の公開と発言の活性化が進められておりますが、これは個別でなく市全体のものだと再度認識と改善を皆様に促しておきます。

プラスチックごみゼロ宣言では、コンタクトレンズケースの回収やジモティーとの連携など、私の提言した施策も発展をしておりますが、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例のように、方向性に疑問はあるとしても、衝撃的な施策を打ち出し、本市が宣言をしているのだと社会認知してもらうべきと考えます。

核兵器廃絶・平和都市宣言に関連して、６月議会では、武器輸出全面禁止原則及び非核三原則を堅持し、平和国家を維持するよう求める意見書について、にじの会と共産以外は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（31文字削除）ものとして反対をしており、今議会でも非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について、再度、井舎・宇野議員ら無所属フォーラムは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

させ、戦後、現地除隊として抑留者をも補償から切り捨てる国家気取りによるものでしょうが、私は殺される民衆の１人として、題目ではなく、今後も核兵器廃絶・平和都市宣言を破壊しないよう擁護し続けるとし、岸和田シティプロモーション告発に移ります。

あたかも違法はないとばかりの答弁でしたが、2024年６月18日に私は違法建築について質問をし、10年以上にわたる建築基準法違反について明らかにしていますし、2023年12月11日に質問した違法ブリーダーも規模縮小をしているものがあるとしても、撤去までには至っておりません。さらに、駐車場附置義務条例についても、10万円以下の罰金に処せられる者がいないまま、違法状態は続いております。

これらの中には本件同様、要らぬ忖度をしてそうなっている事例もあるのかもしれません。市長、議員も含めて嫌疑に関連しているとなれば、百条委員会を設置して徹底的にうみを出すべきと考えますが、議会は逆にそれを隠蔽して、市民から隠すことしか考えていませんので、私だけでもこのようなゴッサムシティ状態を更生させるよう監視し続けると宣言をして、市民協議会の質問に移ります。

設置後、古くは53年を迎えるにもかかわらず、理想論的な答弁でしたが、総会の開催日時でさえ多くの住民は知りませんし、回覧板でもお知らせしていない例もあります。

人頭税を取られている市民が知るすべもない状態の中、会議録もないので参加できない住民はその内容を知ることができず、市民協議会は名前に反して、まさに秘密結社と化しています。これでは開かれた組織とは言えませんが、まず、どこから改善できると考えるでしょうか。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

各市民協議会におかれましては、協議会だよりなどの会報を発行し、行事予定や会議の開催状況などを地区の住民の皆さんに周知されておられます。しかし、年に１回程度と発行の頻度や紙面による情報量に限りがあることなどから、必ずしも十分な状況でないと認識しております。

会議の開催予定や事前案内については、町会の掲示板に掲載するなど、様々に工夫されておられるようにお見受けしますが、全住民への周知は難しい状況にあり、会議録等活動の詳細情報についても同様の状況にあります。ホームページを開設していない協議会が多く、各種情報を伝達する手段が限られていることがネックになっていると思われます。

本市では、市のホームページ内で各地区市民協議会の会報を複数年分掲載しておりますが、まずは、活動の要である総会の開催日について、事前に情報収集の上、掲載告知することで、地区住民の皆さんの参画と公開を支援してまいりたいと考えます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

地方自治法202条の４では、地域の住民の意思を反映する地域自治区が法制化されております。また、池田市では独自制度となる11の地域コミュニティ推進協議会を設置し、条例に基づき、市予算として各協議会に約1000万円を委ね、設備整備をはじめ、地域施策を住民が主体となって知恵を出し合い、検討実施をし、適正な使途を担保するため、市も地域担当職員を配置し、協議会活動を支援する体制を敷いています。

再度強調しますが、本市の市民協議会は

会員制の町会ではありません。全住民が加入する組織である以上、その役員なども町会の充て職ではなく、住民が主役とする組織とするため、池田市方式を本市でも採用し、地域課題を町会長のなれの果てと言われる議員に頼むのではなく、市民こそが主権者としての責務を果たし、地域貢献してもらうべきではないでしょうか。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

地域自治区制度や池田市の取組の状況は、本市でも把握してございます。税収の一部を地域に委ね、その使い道を地域自らが決定している自治体も複数ございます。

本市におきましては、過去から地区市民協議会方式でまちづくりの展開を図ってきた経緯から、市の憲法としての市民自治基本条例においても、住民自治の実現の核組織として、市民協議会をその中心に位置づけてきました。金額の多寡はあれども、本市から各地区市民協議会に対し補助金を交付し、地域活動に活用いただいております。

本市としましては、補助金の活用方法をはじめとして、地域の自主的、主体的な活動を促し、支援していくことがこれまで以上に必要であると考えてございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

７月28日、山直北・城東市民協議会において、充て職として参加をしている宇野議員が、今木に防災無線が聞こえなくてもよいと発言をし、批判をされていたようですが、市民に公開しないのに、議員には充て職として参加させていることにも問題があると考えます。

一方、中岡議員が市政報告と自称する６月７日付インスタによりますと、春木の市民協議会懇親会に出席したと投稿されております。

2024年２月21日本会議で、「私は春木に住んでおりますが、校区長、町会長、市民協議会からも会議に来るなと言われており」と私は発言していますが、そのとき市民協議会に参加していた井舎議員は、議員としてではなく、元校区長の肩書であり、議員であっても私と中岡議員は市民ではないので会議に参加させないとされていました。

それは現在も踏襲されているのか、彼女の自称市政報告のインスタでは、ふだんの会議への出席報告もなく、役員でもありません。それでも懇親会へ招待されているならば、○○（２文字削除）としての役割のものかと想像するほかないわけです。これは市民排除のみならず、人権侵害の疑いもあり、さらには、それに女性蔑視政党の維新所属である議員も加担しているとなれば、これまでの答弁ところではない、根本的な問題解決が必要だとなります。

このような差別思想は、ふだんの会議の席上でも顕在化していると想像され、だからこそ、それらを隠蔽するには、仲間内だけで非公開会議を行うしかないのだろうと市民からも追及を受けるでしょう。そのような思想をまだ継承させようとする市民協議会及びそれを追認する議員こそ自己批判や総括するべきであり、本市こそその矯正を図るよう、私も監視の手を緩めないとして、公契約条例に移ります。

３月議会でも1948年に談合目的で結成されたと推測される岸工会から、毛利、中澤、原、永野の各市長がたどる談合の歴史をお伝えし、ようやくその負の連鎖が改善される兆しが見えてきました。

本条例は、労働者、事業者にとっても公契約が適正なものとなることで、税金が適

正な人件費として支払われ、地域で働く人々の所得が上がり、地域経済全体の活性化を目指すものですので、労働報酬下限額について、前向きの答弁ではありませんでしたが、杉並区のように毎年審議会を開催して、金額設定をしなくしなくとも済むように、関数をかけ、また、努力目標としてでも設定をすることで、市の姿勢が変わったと世間に示せる一歩になることを期待して、共同親権の質問に移ります。

本件は民法改正に伴う質問ですが、納税義務者、子ども医療費助成制度の受益者に子がなり、不利益処分として審査請求などを行う際、改正法ではその名宛人がどのように扱われるかについての規定はないので、最終的には行政処分の根拠となる法令などにより判断がなされることになるなど、市町村の判断に委ねられたり、法定代理人に知らせるとしても、それは一方のみでよいと考えられていることから、通知の届いた共同親権者がもう一方に伝えないことも考えられ、その対応にも迫られる可能性がありますが、市民課において離婚後の共同親権についてどのように関わっているのでしょうか。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

離婚届の記載内容について、これまで親子交流、養育費の分担については、本人チェックの記入欄がありましたが、様式が改正され、子育ての分担についてのチェック欄や、協議離婚で親権者の定めをした場合、親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した旨のチェック欄等が追加されておりますので、趣旨を丁寧に説明し、記載の確認を行っております。

また、事前に離婚届出用紙を取りに来られた際においても、このたびの民法等改正により法務省から発出されております、離婚後の子の養育に関するルールが記載されているリーフレットや、「こどものための共同養育計画書」について説明したパンフレットなどをお渡しするとともに、法施行前に高比良議員から御意見を頂いたことを踏まえて、当市子育て支援課で作成した各種制度、相談窓口を取りまとめたパンフレットについても併せて配布し、周知に努めているところでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

法の欠缺による市町村への負担は、今後、問題となる可能性があると指摘をしておきます。

市で作成をしているパンフレットの中で親子交流についての案内もありますが、福井市では、福井県と共に、弁護士や保育士などが会員となっている第三者機関、親子交流支援センター福井に業務を委託して、支援員が中立的な立場から、父母の間に立って、無料で面会交流の支援をする親子交流支援事業が今年度より実施をされています。

大阪府でも福井県同様の支援はありますが、裁判所は子を連れて別居した親を有利に判断しがちで、連れ去ったもん勝ちと言われており、面会交流の場で起こりがちな連れ去りを防止するためにも、市民が身近に接する本市も関与をして、安心して面会させられる環境づくりをする必要があると考えますが、受渡しや付添いなどの支援を実施する予定はあるでしょうか。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

親子交流事業につきましては、大阪府から事業委託を受けた社会福祉法人大阪府母

子寡婦福祉連合会が実施している事業でございます。本制度を利用できる府内市町村は、政令指定都市及び中核市を除き、同居または別居の親のいずれかが府内に住民登録を有している方を対象としており、ほかにも一定の資格要件がございます。

支援の流れといたしましては、父母からの申請後に資格要件を確認し、事前面談を行った上で、交流の日程調整や、交流当日における専門支援員の付添いなど、子供と親が安心して交流できるようサポートする仕組みとなっております。

直近の利用実績を確認したところ、令和７年度は実績なし、令和８年度は１件でございまして、岸和田市民の利用はございませんでした。

こうした実績から見ましても、現状では制度の周知が十分でないものと認識しております。このため、市独自で新たに実施するよりも、まずは既存制度の周知を図ることが重要であると考えております。具体的には、市ホームページへのリンク掲載や、独り親向けの各種制度、相談窓口を取りまとめたパンフレットへの掲載などを通じて、広く周知に努めてまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○５番　高比良正明議員

福井市での導入は、福井県内でも離婚後に養育費を受け取れていない世帯が４割を超えていることが端緒であり、養育費の支払いと親子交流の実施には相関関係があることから、引渡しや面会の調整を公的にサポートする制度を、養育費獲得の弁護士費用補助などと同時に構築するように求められていたものです。

大阪府でも2020年３月公表の第４次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査結果報告書によれば、養育費についての取決めは、母子家庭では「取決めをしていない」が全体の51.4％で依然として高く、養育費を受け取っている家庭は、母子家庭では全体の19.9％、「時々受け取っている」が1.9％で、合計21.8％しか受け取っていません。

このような状態を放置して、子供に会いたいとペットのように接するＤＶ夫に対して、当事者だけで面会の機会を設けることは、ＤＶからようやく逃れられて、養育費も支払われていないにもかかわらず、無償で子供の愛撫だけは要求される状態で、ペットカフェに行けと言いたくなるＤＶ男のエゴを行政も後押ししているとなりますので、法定された以上、本市も責任を持つべきと考えます。

私は改正前、幾つかの共同親権を求める会に参加をしましたが、それらの集まりは男ばかりで、社会的地位があっても、妻に非があると主張する差別・排外主義者ばかりでした。

法改正を強く求めた共同養育支援議員連盟でも、裏金の柴山昌彦元文科相や2021年名古屋入管に殺されたとも言われるウィシュマさんを詐病と国会で発言をした梅村みずほ事務局次長など、外国人、性的少数者を排除し、戦争など日本の加害責任を歴史に学ばない者が推し進めた法改正で、離婚相談を多く受ける現場の複数の弁護士に聞いても、必要性に欠ける法改正は、双方の妥協策として選択的共同親権となっており、原則が単独か共同かが示されていないだけではなく、共同親権を選ぶ要件の絞り込みもなく、裁判所に丸投げした様相を呈しているというふうに聞いている欠陥法です。

そもそも最も重要視される子の利益とは何でしょうか。子のためによいことが何かを関係者全員が一生懸命考え、結論づけることとされていますが、本来、子の利益を

守るべき裁判所が、自らの責任で審理を長期化させた挙げ句、子の利益の内容を簡単に変遷させ、先ほどの連れ去ったもん勝ちと判断しがちで、父母だけではなく裁判所すら何をもって子の利益になると判断すればよいのか分からない状態を、賛成した政治家はつくり出しています。

2024年４月16日、自民党の党議拘束がかかる中、唯一反対した野田聖子元総務相は、同年５月14日付東京新聞で、子の将来を左右する重大な法案なのに、国会議員がほとんど法案の中身を知らなかったこと、子をどう守るかの視点が不足をしており、ここに無関心なまま立法府が法案を通すと、子の人格を壊しかねないと思ったと反対理由を述べており、施行後、それが現実問題となっています。

私は再度の法改正が必要だと考えますが、当事者すら共同親権の内容も理解していませんので、本市は当事者に届く周知を徹底し、相談からも一歩踏み出してもらえるよう願って、こども性暴力防止法に移ります。

法施行が４か月前でもまだ未定が多く、いかに高市維新政権が子供をないがしろにしているかが分かります。

本制度の問題点は、１、子供への性犯罪の多くは初犯であり、過去に履歴がない人物による犯罪は防げない、２、逮捕されても、有罪が確定した前科が対象のため、不起訴処分となればこれも野放し、３、個人で活動するベビーシッターやボランティアなどは対象外となっており、子供が守られる抜け穴がある一方、加害者からは、過去の犯罪歴を理由とした解雇や配置転換は更生の権利や職業選択の自由に反するのではないか、前科について民間事業者にも確認されるので、社会に拡散されるのではないかとも言われています。

モデルとする欧米諸国では、1990年代頃から2010年頃に施行されており、周回遅れの日本が、まだ制度設計で多くの問題点を抱え、それを市町村が押しつけられようとしているものですが、子供を守る生きた仕組みとなるよう提言をし、私の質問を終わります。

○友永修議長

高比良議員、発言の中で○○（２文字削除）という発言は不穏当だと思いますので、取消しをお勧めします。

ただいまの一般質問における高比良議員の発言について、不穏当と思われる部分がありますので、後日会議録を精査し、必要な措置を講ずることとします。

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後３時53分延会